

学校における地震・風水害対応マニュアル



令和2年8月
座間市教育委員会

目 次

第1部 地震対策

第1章 地震が発生した場合の対応

第1節 大規模地震が発生した場合の初期対応

1	大規模地震の定義	1
2	震度及び津波情報等の情報収集	1
3	校内災害対策本部の設置	1
	校内災害対策本部の組織（例）	2
	教職員分担業務一覧	
4	児童生徒の預かり、引き渡しの対応	4
5	教職員の参集について	4
	緊急時連絡カード（例）	5
	引き渡しまでの流れ	6
6	留め置きを行った場合の保護体制	7
7	情報発信	7
8	災害時の連絡方法	8
9	校内災害対策本部設置から学校再開までの各班の動き	9
10	教育委員会への報告	10
	（様式1）被害状況等報告書	11
	（様式2）児童生徒避難先一覧表	12
	（様式3）学校教育活動再開の見通し報告	13

第2節 様々な場面において大規模地震が発生した場合の対応行動

1	基本的な対応	14
2	授業中	15
	教師がいる場合の対応	
	教師と児童生徒が離れている場合（始業前、休み時間、放課後）の対応	
3	登下校時	17
4	校外学習時	18
5	部活動時	20
	校内の場合	
	校外の場合	

第2章 南海トラフ地震に関連する情報への対応

1	「南海トラフ地震に関する情報」の種類と発表条件	21
2	「南海トラフ地震臨時情報」と防災対応の流れ	22
3	学校での対応	23
4	「南海トラフ地震臨時情報」等が発表された場合の留意点	24

第3章 避難所を開設する場合

第1節	開設・協力の概要	25
第2節	避難所として校舎を開放する際の具体的な流れ	26

第4章 学校再開に向けての心のケア

第1節	心のケア対策	27
第2節	体制づくりと教職員の役割	28

第2部 風水害対策

第1章 学校における日常の風水害対策

第1節 学校としての準備	
1 地域の実情を把握する	29
第2節 学校の事前対策	
1 児童生徒への事前対策	29
2 避難場所としての事前対策	30
3 気象警報発表状況の確認方法	30

第2章 風水害時における学校の対応

第1節 児童生徒の措置	
1 登校前・登校後の対応	31
（1）児童生徒が登校する前	31
（2）児童生徒が学校にいる場合	32
（3）保護者等への周知	31
（4）風水害時における学校の対応	32
（5）措置の報告	34
2 暴風雨非常変災に対する特別措置に関わる出欠の扱い	34
第2節 学校の施設管理者としての対応	35
第3節 指定緊急避難場所としての対応	
1 校長・教頭の対応	35
第4節 学校施設などが被害を受けた場合の対応 風水害時の応急対応	
1 学校施設の応急対応	36
2 児童生徒の措置と応急教育の実施方法	36
3 教材、学用品等の調達等	36
4 学校給食等の措置	37
5 学校の衛生管理	37

第3章 雷における学校の対応

第1節 雷への対応における留意点	
1 積乱雲が近づくサイン	38
2 雷鳴が近くで聞こえたら	38
第2節 児童への措置	
1 座間市内に「注意報」が発表された場合の対応	38
2 保護者への周知	39

【資料】 ① 避難場所・避難所の区分	40
② 緊急時連絡カード（記入参考例）	
③ 防災備蓄倉庫内収納資機材一覧	
④ 非常用飲料水貯水槽操作マニュアル	
⑤ 非常用飲料水貯水槽所在一覧表	

*なお、このマニュアルは、新型コロナウイルス感染拡大防止にも考慮しながら実施するものとする

*平成23年12月策定
*平成27年4月一部追加
*令和2年8月一部改訂

第1部 地震対策

第1章 地震が発生した場合の対応

第1節 大規模地震が発生した場合の初期対応

1 大規模地震の定義

本節で取り上げる大規模地震は、次のとおり定義する。（座間市の大規模地震の定義は、震度6以上）

「市域で、震度5弱以上の地震が観測されたとき」

2 震度及び津波情報等の情報収集

大規模地震発生時には、テレビ・ラジオ等で震度速報や津波情報が放送される（広範囲に及ぶ大規模地震の場合、座間市内の震度が速報されないこともある）ので、速やかに情報収集する。

また、大規模地震発生時には、教育委員会教育総務課から業務用移動無線（MCA無線）、防災行政無線を通して、座間市の震度を伝達する。

なお、停電することを想定して、乾電池で稼働する携帯型ラジオ等を常備する。

3 校内災害対策本部の設置（勤務時間内において）

次の場合、学校は、速やかに校内災害対策本部を設置し、初期対応を行う。

・市域で、震度5弱以上の地震が観測されたとき

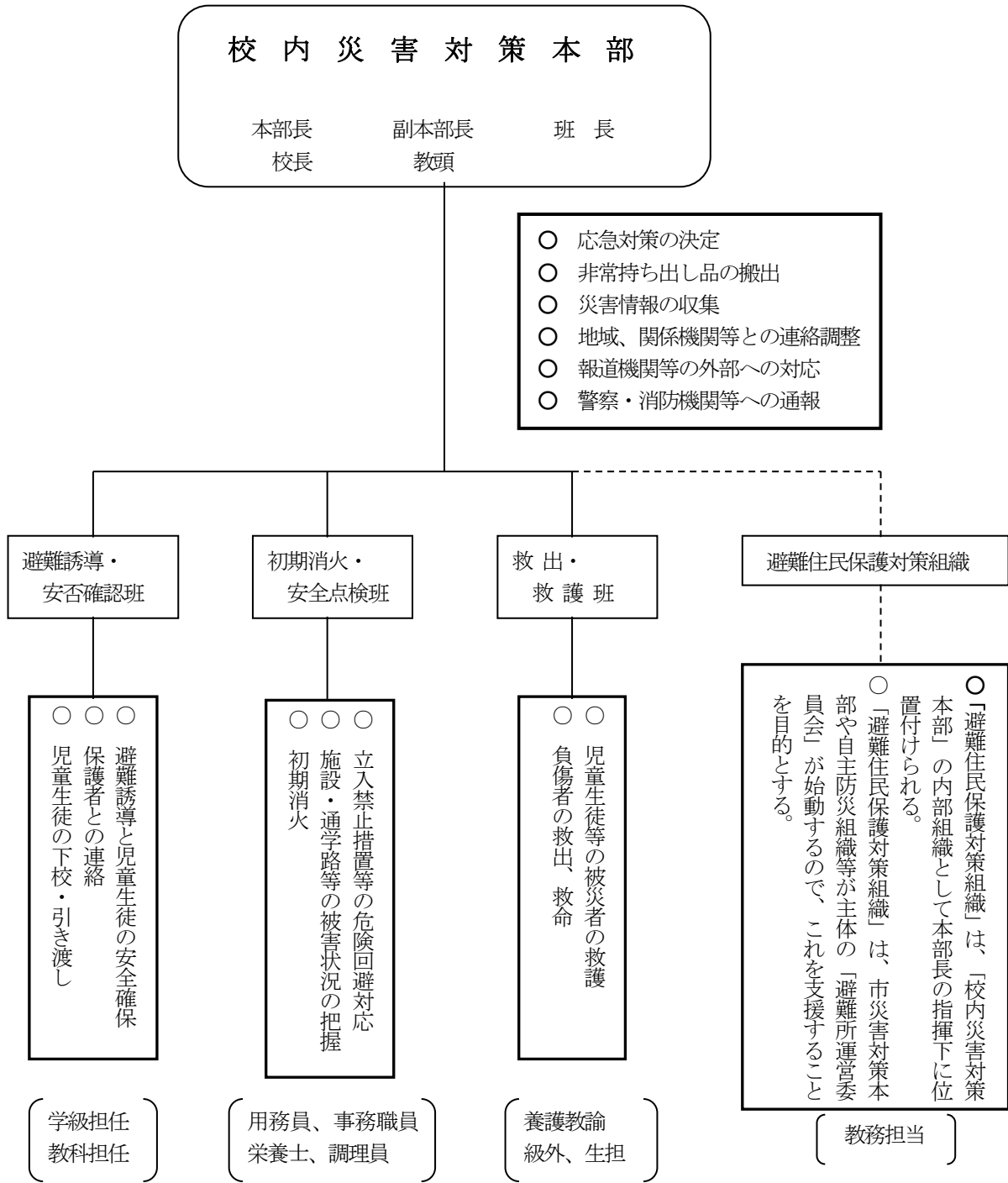
予め震災時における動員体制を教職員全員が理解し、組織的な対応が図れるように準備しておく。

学校長は、予め定めた班編制に基づき職員を配備し、地震防災応急活動を命ずることとなる。

その際、定められた班編制を基本としつつ、弾力的な人員配置を行う。

- (1) 原則、直ちに授業を打ち切り、児童生徒の初期安全確保した後、安全な場所に避難誘導する。その後、校内災害対策本部を設置する。
- (2) 校長は、予め児童生徒の安全確保を図るため、災害時における校内災害対策本部の組織を定め、校長を本部長とし、全教職員の役割分担を決める。
- (3) 班の編制・名称等については、各学校の人員体制等実情に応じて編制する。ただし、班は、災害の発生状況や事態の推移によって、その必要性が異なることから、弾力的に再編制する。
- (4) 班の編制については、核となる担当者を定め、あとは臨機応変に対応できるシステムにすることが望ましい。また、職員は、震度5弱以上の地震が起こった場合、全職員が所属する学校に参集するが、夜間・休日等で職員の参集に時間がかかっている場合、出張等で不在の場合、担当系の任務が一部終了した際などに弾力的対応がとれるように計画する。
- (5) 避難所に指定されている小中学校は、避難者（帰宅困難者も含めた）が来ることを想定して避難住民保護対策組織の準備をしておく。
- (6) 学校再開については、災害発生直後からではなく、被害の規模・程度にもよるが、発災後3日程度経過した後準備を始めることが想定されるが、特に班を編制するのではなく、学校本来の業務であるため、学校再開の準備活動として行うこととする。
- (7) 日頃から災害時の役割を教職員に周知徹底する。
- (8) 校長は、（仮称）地域防災拠点運営委員会が開催された場合には、参加する。

校内災害対策本部の組織（例）



< 校内災害対策本部 > 教職員分担業務一覧

分担名	おもな業務
本部	<p>●校長、教頭及び各班長（又は代理者）を中心に教職員で構成する。</p> <p>○命令系統の一本化の確立及び各班との連携のもと、校内の被災状況等の把握を行う。</p> <p>○被害の状況等に応じて、本部等の設置場所を決定、第二次避難場所への避難、応急対策の決定など児童生徒、教職員の被害状況の把握と安全確保をする。</p> <p>○教育委員会事務局等との連絡及び他のPTA、行政機関等との連絡にあたる。</p> <p>○非常持ち出し書類等を搬出する。</p> <p>○余震や津波、交通機関の状況等の情報収集・把握に努める。</p> <p>○稼働可能な職員の参集体制の計画策定及び状況に応じた各分担者の再配置を行う。</p> <p>○記録日誌の記入をする。</p>

<p style="text-align: center;">本 部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地震対策用公衆電話の設置をする。 ○業務用移動無線（MCA無線）、防災行政無線の活用 ○災害時優先携帯電話の確保をする。 ○避難所の運営支援などの業務に関し、各班との連絡調整を行う。 ○生徒の状況により生徒ボランティアを組織し、避難所支援への業務参加を指示する。 ○警察・消防機関等への通報及び報道関係等の対応をする。 ○児童生徒の引き渡し場所の決定
<p style="text-align: center;">避難誘導・ 安否確認 班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●学級担任や教科担任等の授業者を中心に組織する。 ○直ちに学習を打ち切り、地震の揺れが収まった直後、児童生徒の安全確保、児童生徒・教職員の安否確認、負傷者の有無及び負傷の程度の把握を行い、避難の必要性を判断する。放送等で指示された第一次避難場所への避難誘導を行う。 ○避難場所に到着後、クラス全員の安否等を再度確認し、名簿等一覧表に記録して本部に報告する。 ○残留児童生徒の安全を確保する。 ○行方不明の児童生徒の搜索をする。 ○この班は、発災後速やかに行動を開始する必要があるが、特に、救出・救急医療班との密接な連携のもとに行動する必要がある。 ○児童生徒の保護者等引取り人への引き渡しを安全・確実に実施する。 引き渡す相手が児童生徒の保護者又はその代理であることの確認と、どの教員が立ち会ったのか、災害時等緊急時における児童生徒引き渡しカードに記録をする。 ○授業時以外の時間帯に被災した場合は、教育活動・授業の再開に向けて、児童生徒、教職員の被災状況及びその安否を家庭訪問等により早急に確認する。
<p style="text-align: center;">初期消火・ 安全点検 班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●学校事務員や学校用務員、栄養士、調理員等を中心に組織する。 ○出火防止措置、火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。 ○避難場所の安全確認をする。 ○校内の電気、ガス、水道、電話等被害状況を点検し、安全を確認する。 ○二次災害等の危険を防止するために必要な措置を講じる。必要に応じて、第二次避難場所及び避難路を確保する。 ○危険箇所の処理及び危険箇所等への立入禁止措置を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・飛散ガラス等の危険物の除去をする。 ・開放区域及び禁止区域を決定し明示する。 ○鍵の管理方法を確立する。 ○応急復旧に必要な機材の調達、管理 <ul style="list-style-type: none"> ・残留児童生徒及び教職員の食料、飲料水、寝具、防寒具等の確保をする。 ・災害対策用機材（発電機、ろ過器等）の確保をする。 ○通学路等の被害状況の把握
<p style="text-align: center;">救出・ 救護 班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●養護教諭及び級外職員、救命・救急経験者等を中心に組織する。 ○応急手当の実施 ○建物被害又は備品等の転倒等に巻き込まれた者の救出・救命にあたる。 ○避難誘導・安否確認班と密接な連携をとり、負傷した児童生徒、教職員や近隣から校内に運び込まれた負傷者の保護に努め、必要に応じて、応急救護所や病院など専門医療機関への搬送を行う。 (応急救護所：座小、相丘小、座中、東中、栗中、相模中) ○保健室薬品類の被害状況確認及び応急医療用具の確保をする。 ○医療器具及び薬品類の確保をする。 ○児童生徒の心のケアを実施する。 ○負傷者、応急手当等の記録をする。

4 児童生徒の預かり、引き渡しの対応

大規模地震（「市域で、震度5弱以上の地震が観測されたとき」）発生の際は、直ちに授業を打ち切り、次のとおりとする。

● 小学校・中学校
大規模地震（「市域で、震度5弱以上の地震が観測されたとき」）発生の際は、保護者等引取り人が学校に来るまで、学校で預かる（留め置く）こととする。

(1) 大規模地震にあたらぬ地震発生時の対応

本計画で定義している大規模地震にあたらぬ地震（市域で、震度4以下の地震であった場合）の対応については、校長が適切に判断することとする。（随時、市教育委員会から市内学校の対応情報の提供を行う。）

ただし、(2)のように預かり、引き渡しが必要となる場合もあることに留意する。

また、学校で預かる（留め置く）際や集団下校させる際は、事前に保護者へ学校メール等で周知すること。

(2) その他預かり、引き渡しの対応が必要となる事象

大規模地震にあたらぬ地震発生時においても、次のような場合は、大規模地震発生時と同様の対応を行うこととする。

① 自校周辺の鉄道等の運行状況を確認し、再開の見込みが立たない場合
※対象の路線は各校の判断とし、各校が策定する学校防災計画内に記載することとする。

② 学校及び周辺の地域が停電となっていて、児童生徒を安全に帰宅させられないと判断される場合
※保護者が留守の家に児童生徒を帰宅させることは、かえって危険である。大きな余震があって家が倒壊することも考えられる。

(3) 大規模地震発生時の対応についての保護者への周知

大規模地震発生時には、通信手段が不通となることが想定されるため、日頃から保護者に対して、預かり、引き渡しの対応等について学校教育説明会や懇談会、学校だより等を通じて繰り返し周知しておく。

(4) 児童生徒引き渡し・緊急時連絡カードの作成

ア 引き渡しカードの作成と活用

震災時における学校の対応など防災に関する計画を保護者に周知するとともに、児童生徒の引き渡しを円滑に行うため、緊急時の連絡カードを兼ねた引き渡しカードを毎年作成し、その活用方策について具体的に協議しておくこと。

イ 連絡手段の確立

非常時において児童生徒の引き渡しに関して保護者への情報伝達が確実に行えるよう、複数の連絡先及び連絡手段（学校ホームページ・固定電話・学校メール等）を整えておくこと。

5 教職員の参集について

	勤務時間内（校内）	勤務時間内（出張中）	勤務時間外
管理職	直ちに配備につく	直ちに所属校に帰校し配備につく	震度5弱以上で、直ちに所属校に出勤し、配備につく
一般教職員	直ちに配備につく	直ちに所属校に帰校し配備につく	震度5弱以上で、でき得る限り早期に出勤し、配備につく

※座間市緊急情報メール（いさま）では、座間市に震度5弱以上の地震が起きた場合、地震情報が配信されるので、教職員は登録しておく。

【参考】児童生徒引き渡し・緊急時連絡カード(例)

座間市立〇〇学校 災害時等緊急時における児童生徒引き渡しカード

※ 2枚作成 学校保管用に○をつけ担任に御提出ください。

学校保管用	自宅保管用			
()年度 年 組 番	()年度 年 組 番	()年度 年 組 番	ふりがな 氏名	
自宅住所	座間市			
保護者氏名(ふりがな)				
本校在籍兄弟姉妹 所属・氏名	年 組 番		年 組 番	
	年 組 番		年 組 番	
緊急連絡先	名称や呼び出し方法・氏名など(本人との関係)		電話番号・携帯メールアドレス	
	(1) ()			
	(2) ()			
引取り人が重なった場合の優先順位	引取り人氏名		電話番号	本人との関係(詳細に)
	第1引取り人			
	第2引取り人			
	第3引取り人			
事前に家庭で決定している一次避難場所				
帰宅困難時保護者避難予定場所				

引き渡し日時	月 日 時 分	引き渡し完了	確認教職員	
引き渡し場所	校庭 教室 体育館 昇降口 その他()		氏名	

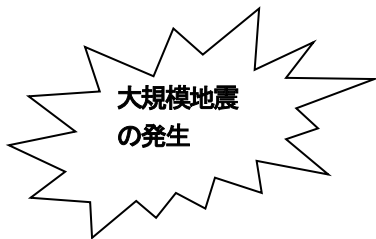
引取り人氏名 ※1	
-----------	--

特記事項	※ 預かり、引き渡しの個別対応等がある場合に記載
------	--------------------------

※1 一番早く来校した引取り人に、引き渡します。ただし、2人以上の引取り人が来校した場合には優先順位による。

【参考】引き渡しまでの流れ

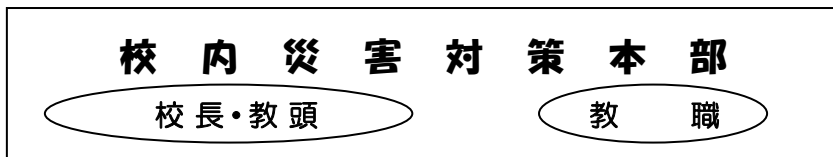
【 ステップ 1 】



- 1 速やかに校内緊急放送等により、校舎内外の児童生徒および教職員に注意喚起し、安全の確保に努める。
- 2 職員室や校長室のテレビ、ラジオ等による地震情報、防災行政無線MCA無線等で地震の規模や震源地などの情報収集に努める。
- 3 震度5弱以上の地震の場合は、校内災害対策本部を設置し、保護者等引取り人に引き渡す。

(震度4以下の地震の場合は、状況を把握しつつ、安全確認後、異常がなければ授業の再開。)

【 ステップ 2 】



被害状況把握

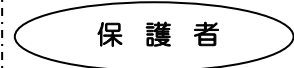
※ 各班の活動開始

- ・安全確認
- ・施設の被害状況調査
- ・危険箇所立入禁止

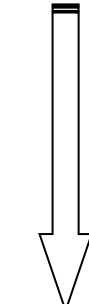
学区の状況把握

- ・通学路とその周辺の被害状況（停電の有無）
- ・学区内の家屋の倒壊
- ・交通機関の運行状況

※ 市教育委員会への報告（防災行政無線等により）



安全確保

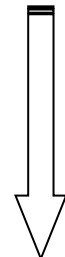


情報提供

- ・学校HP
- ・連絡用メール等



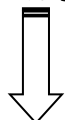
引き取りに学校へ



【 ステップ 3 】

保護者等へ引き渡し準備

- ・ホームページに引き取り依頼をアップ
- ・学校メール等による連絡



引き渡しの実施

- ・引き渡しカードによる確認
(教職員・引取り人双方の署名)

【 ステップ 4 】

連絡がとれない場合
保護の継続

- ・連絡を継続し、連絡が取れるまで預かる（留め置く）
- ・学区の状況を調査し、引き取りに来られない状況を把握する。
- ・保護者等引取り人の迎えが遅くなっている児童生徒の精神的ケアに努める。
- ・引き渡した教職員、保護者等引取り人が共に引き渡しカードに確認の署名を行う。

6 留め置きを行った場合の保護体制

(1) 児童生徒に寄り添った対応及び安全配慮

ア 保護者等引取り人が児童生徒を引き取りに来るまでは、安全な場所に集め、その場から離れないように座らせ、落ち着かせる。必ず、教職員が1人は側に付き合い、児童生徒に安心感を与える。また、健康観察を随時実施し、健康安全管理に努める。

イ 自宅に家族が不在の場合は、引き取りに来るまで、繰り返し、勤務先や緊急連絡先に電話する。また、児童生徒にその状況を知らせる。

ウ 揺れの大きな余震が来ることも想定される。すぐに身を守ることができるように、人数分の机は室内に入れておくこと。

エ 避難時に着用する防災頭巾は手の届くところに置いておく。就寝時は枕として利用させる。

オ カバンもいざというときに身を守る道具となりえるのではないかと考えられる。個人の持ち物はカバンに入れておくようにする。

カ 夜間まで保護する場合もある。停電に備えて、懐中電灯やランタンなど用意しておく。

キ 気持ちをやわらげるよう、本の読み聞かせ等実施する。

(2) 非常用食料等の自主的備蓄の必要性

学校周辺の被害が甚大な場合には、児童生徒をそのまま帰宅させることが、非常に危険と判断しなければならない状況もありうる。また、保護者が交通機関の状況で帰宅困難者になることも予想される。そのような場合には、学校で保護者等引取り人が迎えに来るまで、多くの児童生徒を保護しなければならないことも想定される。

予め学校において、一定の非常用の食料等を自主的に備蓄しておくことも必要となる。児童生徒及び教職員の3日分の非常食等を備蓄準備する。また、防災備蓄倉庫を開錠し、必要な毛布等を校内に搬入すること。飲料水は、非常用飲料水貯水槽から汲み上げ利用することができる。

※ 非常用飲料水貯水槽の利用方法（設置は上下水道局）や防災備蓄倉庫の備品内容について、各学校で把握しておくこと。また、それら開錠するための鍵を、誰にも分かるように表示しておくこと。

(3) 特別に支援が必要な児童生徒の対応

ア 情緒障がい等感情のコントロールが苦手な児童生徒の保護については、できる限り早急に引き渡しが可能になるよう連絡要請を行う。しかし、なお引き渡しができないときは、手厚く保護を継続する。

イ 車椅子等の特別に支援が必要な児童生徒の保護については、交通機関や道路状況により、自家用車や他の交通機関の運行が不能で、帰宅することが困難な場合も想定される。

ウ 医療的ケアが必要な児童生徒等については、児童生徒の状態から学校内保護では対応できない場合、市災害対策本部等と連携し、近隣の病院への搬送を行う。

エ 被災状況によっては、保護者等引取り人が引き渡しのために登校するまで時間を要し、数時間から翌日に及ぶ場合も十分に予測される。また、迎えに来ることができたが、帰宅させることが困難となった場合は、学校内で児童生徒とともに保護者等引取り人の一時保護対応を行う。

7 情報発信

音声通話や電子メール不通時においても、web閲覧は可能であることも多い。保護者への連絡がつかない場合でも、次に掲げる手段を用い、学校側から積極的に保護者等に対して情報発信を行うこと。

大規模地震発生時は、学校ホームページ又はブログ、ツイッター等を通じて、児童生徒の預かり状況や引き渡しについての情報を発信することを予め保護者等引取り人に対して伝えておくことで、音声通話や電子メール不通時においても保護者等引取り人側から子どもの状況を知ることが可能となり、保護者の不安を取り除くことができる。

(1) 学校ホームページの活用

学校ホームページを活用し、預かり状況等を情報発信する。その際、webの利点でもある画像の掲載（個人情報等には十分配慮した上で）等を併せて利用し、発信情報の充実に努めること。

ホームページの作成については、予め想定される状況のフォーマットを作成しておき、発災時迅速に発信できるようにしておくこと。また、教職員の中からホームページ作成担当者を決め、発災時は管理職の承認を受けて情報発信を行う。

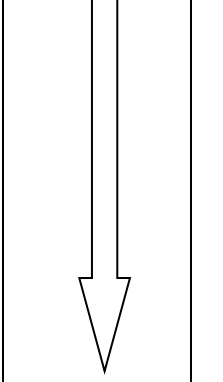
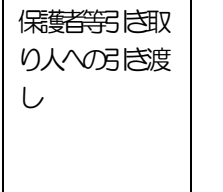

- (2) 緊急連絡用メールの活用
学校の緊急連絡用メールを利用して、預かり状況等の情報発信を行うこと。
- (3) 座間市ホームページの活用
教育指導課からも、学校で児童生徒の引き渡しを実施している旨の情報を発信する。

8 災害時の連絡方法

災害時優先携帯電話

災害等が発生した場合、被災地等への通話が集中することから、重要な通話を確保するために通話を制限する。予め災害時優先携帯電話として登録した電話から発信する通話については、優先的に取り扱われる。災害時優先携帯電話は、発信のみ優先扱いとなり、着信については一般電話と同様である。また、災害時優先携帯電話で発信しても、相手が話中の場合は、一般電話と同じく接続はできない。

9 校内災害対策本部設置から学校再開までの各班の動き

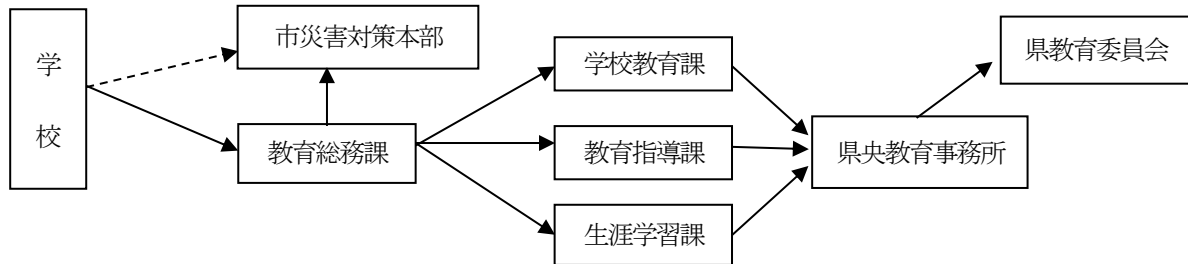
時間経過		班	各班の事務分掌と主な活動内容
  	校内組織の動き	本部	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策の縦割指揮 ○各班との連絡調整 ○非常持ち出し書類等を搬出 ○教育委員会事務局等との連絡調整 ・児童生徒の引き渡し場所を指定
		避難誘導・安否確認班	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の安全確保、避難誘導、人数確認 ・揺れが収まった直後、指定された避難経路等を避難 ○児童生徒・教職員の安否確認 ○行方不明の児童生徒の捜索 ・行方不明の児童生徒・教職員を本部に報告 ○児童生徒の保護者等引き取り人への引き渡し ・保護者又はその代理人が到着後、身元確認・引き渡し（出席簿、引き渡しカード、引き渡し場所の配置図） ○保護者等引き取り人の迎えが来ない児童生徒の保護
		初期消火・安全点検班	<ul style="list-style-type: none"> ○火災が発生した場合は、初期消火活動 ○校舎施設設備の安全点検、危険物除去 ○被害状況の点検、本部へ報告
		救出・救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○負傷者の救出 ・職員2人1組で、校内の負傷者の救出・救命（ヘルメット、底の固い靴、のこぎり、皮手袋、防塵マスク、担架、毛布、トランシーバー、金てこ） ○負傷者の応急手当、病院へ搬送 ・医療援助が必要か判断
		避難住民保護対策組織	<ul style="list-style-type: none"> ○避難住民の誘導 ○避難所開設の支援 ○避難住民のうちの負傷者の応急手当
引き渡し後 	校内組織の動き	避難住民保護対策組織	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営の支援 ○避難住民のうちの負傷者の応急手当
		学校再開のための準備活動	<ul style="list-style-type: none"> ○校舎施設設備の安全点検、 ○児童生徒の安否確認、名簿作成 ○問い合わせ、外来者との対応 ○通学路の安全点検
4日目以降 7日目まで	校内組織の動き 避難住民保護対策組織	学校再開のための準備活動 学校再開準備班	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設設備の再点検、整備、補修必要箇所の集約 ○学習の場の確保 ○児童生徒の安否及び避難先の確認、名簿確認 ○学用品、教材、教具の不足のリストアップ ・救急衣類 配分等 ○通学路の安全確認 ○保護者説明会の開催 ○応急教育計画の作成 ○児童生徒の転出入事務 ○避難住民や地域住民への学校情報の伝達 ○学校再開について避難住民や地域住民との協議・説明 ○学校再開にあたっての避難場所の調整

10 教育委員会への報告

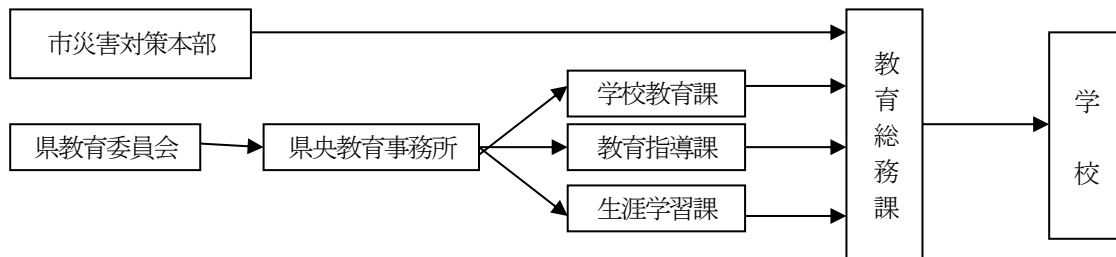
(1) 情報伝達・集約の基本的な考え方

- ・学校への情報伝達、学校からの情報収集は、「教育委員会 教育総務課」に集約し、発信内容の精査、連絡調整の一本化を図る。
- ・ただし、緊急情報等、災害対策本部や教育委員会各課から直接各校に伝達した方がよい情報は、この限りではない。

【学校から教育委員会に連絡を行う場合の流れ】



【緊急情報等の学校への連絡の流れ】



(2) 報告様式

各学校は、地震時には、教育委員会に、以下の様式により報告を行う。

- ① 様式1【p.11】「被害状況等の報告」校内災害対策本部設置後速やかに教育総務課に報告する。
- ② 様式2【p.12】「児童生徒避難先一覧表」学校教育課からの指示に応じ報告する。
- ③ 様式3【p.13】「学校教育活動再開見通し報告」教育指導課からの指示に応じ報告する。

(3) 情報伝達手段の確保

非常時における情報伝達手段については、通信インフラの信頼性（停電時の対応）及び市災害対策本部における情報集約の迅速性を踏まえて、次の優先順位で情報伝達を行うこととする。なお、相手方の停電を想定し情報伝達を行う際は、複数の手段を併用して行う。

- ① 業務用移動無線（MCA無線）や防災行政無線を利用する。
- ② 「電子メール」を利用する。
- ↓
- ③ ネットワークシステム不通になった場合は、「FAX」を利用する。
- ↓
- ④ 停電時には、バックアップ電源に接続したFAX 電話機や固定電話（電源を必要としない電話機）を利用する。
- ↓
- ⑤ 学校付近にある公衆電話を利用する。（停電時はテレホンカードが使用できないため、小銭を用意）日頃から付近の公衆電話の設置位置を確認しておく。
- ↓
- ⑥ 自校の情報伝達手段が利用できない場合近隣校に向かい、そこから情報伝達及び情報収集を行う。（災害時に自転車等を常備しておく役立つ。防災備蓄倉庫にも常備されている。）

被害状況等報告書

報告日 令和 年 月 日

午前・午後 時 分現在

学 校 名		座 間 市 立 学 校				
		在籍 児童生徒数	名	在籍 教職員数	名	
		欠席 児童生徒数	名	欠席 教職員数	名	
死 亡 者	教職員 (非常勤を含む)	教員 名、事務職員 名、技能職員 名、 合計 名				
	児童生徒等	名				
負 傷 者	教職員 (非常勤を含む)	教員 名、事務職員 名、技能職員 名、 合計 名				
	児童生徒等	名				
行 方 不 明	教職員 (非常勤を含む)	教員 名、事務職員 名、技能職員 名、 合計 名				
	児童生徒等	名				
施 設 の 状 況	児童生徒等	校 舎	体 育 館	校 庭	そ の 他	
	被害なし					
	軽微な被害					
	改修が必要な被害					
	改築が必要な被害					
(火災の有無等被害状況記入欄)						
ラ イ フ ラ イ ン	電 気	可 ・ 不可	被害状況：			
	ガ ス	可 ・ 不可	被害状況：			
	水 道	可 ・ 不可	被害状況：			
	トイレ	可 ・ 不可	使用可能数：	被害状況：		
参 集 状 況	自 校	名 (教員 名、事務職員 名、技能職員 名)				
	他 校	名 (教員 名、事務職員 名、技能職員 名)				
休 校	・臨時休校の期間	年 月 日 ()	～	年 月 日 ()		
	・授業再開の予定日	年 月 日 ()				
避 難 所 開 設	避難者数	名				
	供与施設	・体育館 ・普通教室 (教室) ・特別教室 () ・その他 ()				

※ 該当する項目が1項目でもあれば報告すること

様式2 児童生徒避難先一覧表
座間市立

学校 ()年()組

令和 年 月 日 No.

No.	氏名	性別	保護者名	避難先	避難先電話番号	児童生徒の状況	通学方法
1		男・女					
2		男・女					
3		男・女					
4		男・女					
5		男・女					
6		男・女					
7		男・女					
8		男・女					
9		男・女					
10		男・女					
11		男・女					
12		男・女					
13		男・女					
14		男・女					
15		男・女					
16		男・女					
17		男・女					
18		男・女					
19		男・女					
20		男・女					
21		男・女					
22		男・女					
23		男・女					
24		男・女					
25		男・女					
26		男・女					
27		男・女					
28		男・女					

(様式 3)

学校名 () 学校

F A X 送 信 票

送 信 先

046-252-4311

学 校 教 育 活 動 再 開 見 通 し 報 告

報告日 令和 年 月 日
午前・午後 時 分

仮登校日	月	日	午前・午後	時	分
------	---	---	-------	---	---

★ 登校可能な児童生徒の人数										
小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	計	在籍児童生徒数

★ 勤務可能な教職員の人数										
校長	教頭	総括	教諭	養護	栄養	調理員	事務	用務員	計	在籍教職員数
支援員	司書	部活動 指導員								

● 不足する教科書冊数					
学 年	教 科	冊 数	学 年	教 科	冊 数

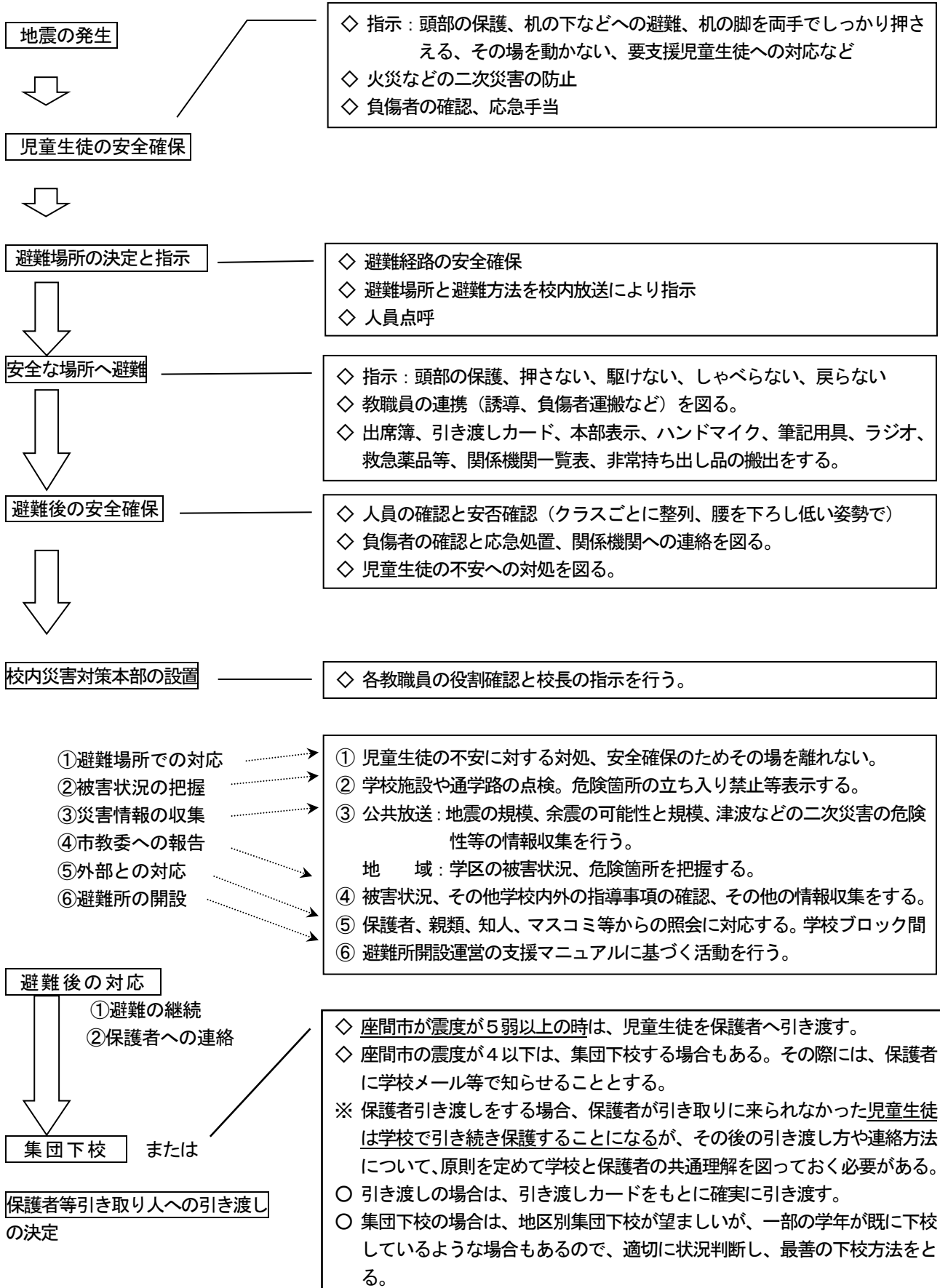
◆ 不足する学用品の状況		
学用品名	数 量	備 考

◆ 不足する教材教具の状況		
教材教具名	数 量	備 考

☆ その他連絡事項 (転校希望者数など)

第2節 様々な場面において大規模地震が発生した場合の対応行動

1 基本的な対応



2 授業中

場 所	児 童 生 徒 の 行 動	教 職 員 の 対 応
普通教室	◇机の下に潜る。机の脚を両手でしっかり持つ。	◇授業担当者は、安全確保指示を行う。 ◇火気使用中であれば消火を図る。 ◇ドアや窓を開け脱出口の確保をする。 ◇児童生徒の状況確認や周囲の安全確認をする。 ◇余震や二次災害に備え、児童生徒を落ち着かせる。
特別教室	◇机など身を守るものがない場合は、本などで頭部を保護し、身を低くする。	
体育館	◇中央に集合。体を低くする。	
校 庭	◇中央に集合。体を低くする。	
プールの	◇速やかにプールの縁に移動し、縁をつかむ。 ◇揺れが収まったら、プールから上がる。 ◇サンダル・靴を履き、衣類やバスタオルで身を守る。	

【 教師がいる場合の対応 】

	教 職 員 の 指 導・指 示	児 童 生 徒 の 行 動
へ地震を感じたらへ	<p>○小さなゆれの場合 火の始末・ドアや窓を開放する。</p> <p>○大きなゆれの場合 落下物、転倒物、窓側やガラスの飛散から離れるように指示し身を守らせる。</p>	<p>○勝手な行動をとらない。</p> <p>○机の下などにもぐり、机の脚につかまり落下物から身を守る。</p> <p>○身を守るものがない場合は、教科書等で頭部を保護し、姿勢を低くする。</p>
へゆれが収まったらへ	<p>＜避難誘導・安否確認班＞授業担当者</p> <ul style="list-style-type: none"> 火気を使用中の場合には消火・ガスの元栓を締める。 電気のコソントを抜き、ドアや窓を開け、脱出口を作る 周囲の状況を確認する（負傷の有無・程度等）。 児童生徒の不安を増大させないよう、その場を離れない。 次の指示がでるまでは、その場で待機させる。 <p>教頭：速やかに校内緊急放送等により、校舎内外にいる児童生徒及び教職員に注意喚起し、安全の確保に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> テレビ・ラジオ等により状況を全校に知らせる。 <p>＜初期消火・安全点検班＞用務員、事務員、栄養士、調理員</p> <ul style="list-style-type: none"> 校内見回り状況の把握、被害状況を収集し、必要に応じて消火活動等行う。 避難経路や避難場所の安全性、校舎内の被害状況を確認し、管理職に報告。 	<p>○防災頭巾をかぶったり、頭部を体操着等で保護したりして待機する。</p> <p>◆緊急放送を静かに聞く。（その①注意喚起）</p> <p>【指示の例】① 「落ち着きなさい。被害が予想されます。壁や窓から離れ、机の下に潜りなさい。両手で机の脚をしっかりと持ち、頭を守りなさい。上着やカバンなどで頭を守りなさい。落ち着いて次の指示を待ちなさい。」 地震情報：震源地・震度</p>
へ避難を開始したらへ	<p>＜本 部＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 全校避難の指示 通電時：校内放送にて指示 停電時：ハンドマイクにて指示 <p>＜避難誘導・安否確認班＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難経路の把握（出席簿、ホイッスル等を携行） 低学年、障がいのある者を優先する。 集団行動に徹する。 トイレ、保健室、特別教室等教室以外の場所にいる児童生徒の所在に十分留意する。 <p>○ 第一避難場所に移動後、児童生徒の人員確認・人員点呼及び負傷者の有無を確認し、本部に報告する。</p>	<p>◆緊急放送を静かに聞く（その②避難指示）。</p> <p>【指示の例】② 「落ち着きなさい。〇〇（安全な場所）に避難しなさい。声を出さず、校舎内は走らず、静かに避難しなさい。けっして戻ってはいけません。上からの落下物に気をつけて、落ち着いて指示に従って〇〇（安全な場所）に避難しなさい。」</p> <p>○避難をはじめたら教室へ戻らない。</p> <p>○「お・か・し・も」の約束を守る。 お……押さない か……かけない し……しゃべらない も……もどらない</p> <p>○クラスごとに整列する。低い姿勢で待つ。</p>

<p>～ 避難を開始したら ～</p>	<p>＜初期消火・安全点検班＞ ・避難経路・避難場所において避難の誘導に努める。 ・校内放送が使用できない場合各教室に避難指示を伝える。</p> <p>＜本部＞ ・家庭環境調査票、連絡網、地区別名簿、引き渡しカード等の持ち出し ・非常袋、本部プラカード、ハンドマイク等の持ち出し ・避難場所の安全確保と準備</p> <p>○教育委員会や保護者等引取り人に「どこに避難しているか」を知らせるための連絡や掲示をする連絡員を残す。</p> <p>＜救出・救護班＞養護教諭、級外、生担等 ・2名1組のチームを作り、負傷者の救出にあたる。 ・養護教諭を中心に応急処置にあたる。</p>	
<p>～ 避難場所に移動したら ～</p>	<p>＜本部＞ ○状況に応じて第二避難場所への避難の指示。 ○関係機関との連絡。</p> <p>＜避難誘導・安否確認班＞ ○行方不明者がいる場合は搜索。</p> <p>＜初期消火・安全点検班＞ ○通学路等、学区の被害状況の把握、第二次避難経路の安全確認をする。（余震に注意）</p> <hr/> <p>＜本部＞ ○集団下校または保護者引き渡し体制の指示・実施</p>	<p>○クラスごとに整列する。 ○腰を下ろすなど低い姿勢で待つ。</p>

○ 第二避難場所の選定

建物の倒壊、崖崩れ、土砂崩れ、地割れ、火災、水道管やガス管の破裂、液状化現象、河川の護岸破壊等により瞬時にして危険な状況になり早急に他の場所へ避難する必要がでてくることを予想しておく。

○ 座間市の広域避難場所

- ①栗原小 ②芹沢公園（一部） ③栗原中 ④座間総合高校 ⑤東原小 ⑥東中・ひばりが丘小
⑦相模向陽館高校 ⑧相模が丘小 ⑨相模カンツリークラブゴルフ場 ⑩相模中 ⑪座間市民球場
⑫富士山公園 ⑬県立谷戸山公園（一部） ⑭座間中 ⑮相武台東小 ⑯相模野小 ⑰座間小
⑱座間高校 ⑲入谷小 ⑳立野台小 ㉑西中 ㉒南中

【教師と児童生徒が離れている場合（始業前、休み時間、放課後）の対応】

場 所	児 童 生 徒 の 行 動	教 職 員 の 対 応
階 段 廊 下 トイレ等	◇ゆれている間は、上着や教科書等で頭部を保護して待機する。 ◇落下物や倒壊物に気をつける。 ◇ゆれが収まり、教師の指示に従い、校舎外避難場所に避難する。 ◇周囲の安全確認	◇全校指示（校内放送） 頭部を保護し、教職員が到着するまで待機するように指示する。 ◇教職員は分散して児童生徒の安全確保、指示誘導する。
校庭・中庭等	◇建物、ブロック塀、窓ガラスの近くから離れる。 ◇ゆれが収まるまで、頭部を保護し、広い場所の中央で待機する。	◇校舎外にいる児童生徒等の安全確保、負傷者の応急手当をする。

3 登下校時

事前指導 : カバンや持ち物で自分の頭部を保護する。
 建物、塀、自動販売機、崖下、川岸等から離れる。
 自動車やバイクは思わぬ動きをしますので離れる。
 大きな木の下に避難する。

★登校途中で地震が発生した場合



原則として通学路をそのまま安全に注意しながら登校し、合流した教職員の指示に従う。

○教職員は、児童生徒等の被害状況を把握するために通学路を中心に巡視する。また、すでに登校している児童生徒等の把握に努め、1カ所に避難するかどうか敏速に決定する。

★下校途中で地震が発生した場合



原則として通学路をそのまま安全に注意しながら下校する。

○教職員は、通学路の巡視をし、地区別に被害の状況や様子を把握するとともに通学路の安全確認をする。また、学校にいる児童生徒等の把握に努め、1カ所に集合させる。場合によっては保護者等引き取り人に引き渡す。

- ※ 児童生徒は、最寄りの避難所や予め定められた避難場所等安全な場所へ直ちに避難する。
- ※ 学校に向かうか、家に帰るかを判断するポイント地点を予め通学路上に定めておく。
- ※ 教職員も通勤途中である。出勤している教職員の把握も必要である。

○保護者等引き取り人からの電話等の問い合わせが殺到する。
 →ホームページに学校の対応状況をアップする、災害用伝言ダイヤル171に学校の状況を録音する、災害伝言板、学校メール、ツイッター、ブログ等で知らせる対策を講じる。

教 職 員 の 指 導 ・ 指 示

児 童 生 徒 の 行 動

<p>① 校内巡視</p> <p>② 通学路巡視</p> <p>③ 自宅確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発災後は早急に保護者、地域と連携し、校内残留児童生徒の安否並びに通学路上、避難場所の児童生徒の安否の確認(引き取りカードの持参)を行い、必要に応じて家庭との連絡をとる。 ●学校は、保護者と協力して、事前に通学路を实地調査し、登下校時における危険箇所、避難方法等について対策を確立して指導しておく。 ●外部からの電話等の問い合わせに対応する窓口係を設置する。 一方で、ホームページや災害伝言ダイヤル等で情報を発信するように努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ランドセルやカバンなどで、頭部を保護し、落下物から身を守る。 ●できるだけ安全な空間を確保する。(昔は、竹やぶに逃げた。)車道に出ない。建物、ブロック塀、窓ガラスから離れる。 ●揺れが収まったら、状況に応じて登下校時の避難場所、避難方法についてのきまりを守る。避難が困難な場合はその場で待機 ●崖崩れ等の危険予想地域では、直ちに指定避難場所へ避難する。 ●交通機関を利用している児童生徒等は、交通関係者の指示に従い、決して自分勝手な行動はしない。
--	--	--

★登下校中は、先生がいません!! **通学路には危険がいっぱい。自分の判断も大切です。**

- ◇ガラス窓の多いビルの下、ブロック塀・石塀・門柱・電柱・自動販売機・煙突などの近くにいるときは、危険です。素早く離れ、ランドセルなどで頭を守る。大きな街路樹の下に避難しよう!
- ◇警察官、消防署員、市役所の人、町のリーダー等の指示に従いましょう。

- ☆歩道橋・橋の上にいるとき →
 - ・振り落とされないようにする。
 - ・身を低くし、さくにしっかりとつかまる。
 - ・歩道・川・川原へ飛び降りるのは危険である。
 - ・揺れが収まったら、すぐ地面（安全な方）に移動する。
 - ・地震後は、安全が確認されるまで歩道橋・橋は使用しない。

- ☆公園・広い空き地などの近くにいるときは、広場の中央へ行き、頭を守る。
- ☆自動車は思わぬ動きをするので特に危険。すぐに離れる。
- ☆ひび割れた道路、火災現場、倒れた電柱、切れた電線には、近寄らないようにする。
- ☆ガソリンスタンドは、耐震防火対策がなされていて、比較的安全である。

4 校外学習時

○遠足、社会科見学、林間学校、修学旅行、職業体験、芸術祭等の行事において地震が発生した場合は、慣れない場所での学習、交通機関の利用、泊を伴う学習など、日頃の学校生活と違った災害も考えられるので、引率者が事前に確認しておく必要がある。

○綿密な事前踏査

- ・児童生徒の目的地までの経路、目的地の地形、海岸、河川等の自然条件をできる限り把握し、避難場所、避難経路を含めた対処の方法を検討しておく。

○必要な携帯品

- ・児童生徒の名簿（家庭と連絡できる内容のもの）
- ・携帯ラジオ、メガホン、トランシーバー、地図等の情報収集や誘導に必要なもの

	引率教職員	所属校職員	
安全確認	<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒の所在の掌握と安全確保が第一優先である。 ●近くの避難所へ避難させる。 ●地域の情報収集し安全確保する。 ●所属校の責任者とできる限り連絡を取る。 	<ul style="list-style-type: none"> ●現地へ連絡・情報収集する。 ●参加している児童生徒及び教職員の名簿を作成・確認する。 ●市教育委員会に報告する。 ●保護者に連絡する。 ●児童生徒引き渡し準備をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●非常時の行動の確認を受ける。
避難と安全確保			↓
	遠 隔 地	近 隣	<ul style="list-style-type: none"> 崖崩れ、津波、堤防の決壊等危険の予兆を察知する。
学校への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ●鉄道、バスなどの交通機関停止のため、最寄りの避難場所に避難させる。 ●現地対策本部、本部の支援援助、所属校と可能な限り連絡を取り、状況を報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ブロック塀・自動販売機等の転倒、看板・ガラス等の落下に注意しながら学校に戻る。 	<ul style="list-style-type: none"> ●鉄道バス等交通機関の停止のため、最寄りの避難場所に避難する。
	<ul style="list-style-type: none"> ●原則として、帰校する。 		↓
	<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒を安全に保護者に引き渡す。 		<ul style="list-style-type: none"> ●現地対策本部の指示に従う。 ●最終的には保護者のもとへ帰宅する。

※ 引率責任者は、特に次のことに留意

- ・地震の規模、津波の有無、被害状況等の的確な情報を収集すること。
- ・学校または教育委員会へ連絡し、指示を受け対応すること。
- ・地元公的機関や関係機関（旅行業者等）との連携を図ること。
- ・児童生徒の不安に対する対処（状況説明、今後の対応等）

○児童生徒への安全指導

- ・見学先や宿泊施設等に着いたら、避難経路、避難場所及び周囲の状況を確認させる。
- ・避難行動は、施設の人・旅館の人や引率教職員の指示で行い、自分勝手な行動をさせない。
- ・修学旅行等において班別行動をとるケースが増えているので、緊急時における集合場所等の対応について具体的な検討が必要である。
- ・引率教職員は、テレビやラジオで地震情報をよく確かめる。

事前指導の参考例

★遠足や校外学習中に地震が起ったら、先生の指示に従って身の安全を図ります。

遠足、社会科見学、音楽鑑賞教室、演劇教室、移動教室、競技会等でも怖がったり、慌てたりして勝手な行動をとってはいけません。心を落ち着けて、静かに先生の指示を待ちます。先生方は児童生徒が安全に避難する方法を素早く判断し、指示してくれます。

〔劇場や映画館の中〕

- ・椅子の間にもぐる。出口や非常口に殺到せず、係員の誘導に従う。
- ・楽屋口や裏口、舞台袖、職員通用口から脱出する方法もある。

〔競技場・スタジアムの中〕

- ・グラウンドの中央に避難する。
- ・出入口や非常口に殺到する人波に巻き込まれないようにする。
- ・手をつないだり、声をかけ合ったりして落ち着くようにする。

〔海岸地帯にいるとき〕 →津波が起こる。

- ・海辺から離れ、すぐに避難する。
避難所としては、近くの山や高台、もしくは、なるべく高い鉄筋コンクリート造りの建物の上層階がよい。
- ・津波は繰り返すので、最初の波よりも、その後の波の方が高いこともある。

〔山間地帯にいるとき〕 →山崩れがある

- ・まず横方向へ逃げる。状況に応じて斜面を直角に上がる。（高い所へ避難）
- ・落石に注意する。
- ・崖の石が落ちるのは、がけ崩れの前兆に当たる。→より安全な高台へ

〔バス・地下鉄・電車の中〕

- ・車体で自分の体を支える。（手すりにつかまり、足を踏ん張る）
- ・頭を手荷物等で保護しながら、できるだけ体を丸めて小さくする。（その場にしゃかむ）
- ・停車しても、あわてて車外に飛び出さない。（対向電車や切れた架線や高圧線が危険）
- ・車内放送をよく聞き、乗務員の指示に従う。

〔駅やホームにいるとき〕

- ・リュック類などで頭部を保護する。
- ・柱のそばや壁際に身を寄せる。ベンチの下で一時避難するのも効果的である。
- ・時刻掲示板やモニターテレビ、蛍光灯などの落下物に気をつける。
- ・避難する際、線路に落ちないように気をつける。
- ・切れた高圧線には絶対触れない。

〔旅行中・旅館の中〕

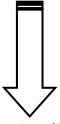
- ・揺れが収まったら先生の指示で非常口から避難する。
- ・頭部を枕などで守り、低い姿勢であわてずに避難する。

5 部活動時

- 放課後や休業中であり、校内にいる教職員は少人数であることが多い。
- 平常時から担当（顧問）と家庭との連絡が密になる関係づくりに努める。
- 校外で活動している場合もある。

【校内の場合】

< 指導教職員 >




- 生徒の動揺を鎮める。
 - 生徒の所在、けがの状況を確認する。
 - 生徒を安全な場所に誘導する。
 - 必要に応じて応急手当をする。
- 
- 生徒を安全に保護者等引取り人に引き渡す。
(帰宅できない者は状況判断のうえ、学校等が保護)

< 生徒 >

- 引率教職員の指示に従って、安全な場所に避難する。(一人で勝手な行動をとらない)
- 人員点呼後、保護者のもとへ。
(引き渡し等)

【校外の場合】

< 引率教職員 >

- 生徒の所在を確認する。
 - 最寄りの避難場所に避難させる。
(危険予想地域から安全な場所へ避難)
- 
- 地元の対策本部の指示に従う。
 - 家庭や所属校と可能な限り連絡を取り、報告する。
- 
- 原則として、即時帰校する。
- 
- 生徒を安全に保護者等引取り人に引き渡す。

< 生徒 >

- 校外や遠隔地で活動している場合は、その地域の指定された避難場所へ集団で避難する。
- 現地対策本部の指示に従う。
- 安全に留意して帰校する。
- 引き渡しカードにチェック後、保護者のもとへ。

第2章 南海トラフ地震に関連する情報への対応

1 「南海トラフ地震に関する情報」の種類と発表条件

「南海トラフ地震に関する情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて、以下の2種類の情報名で発表されます。

「南海トラフ地震に関する情報」の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）

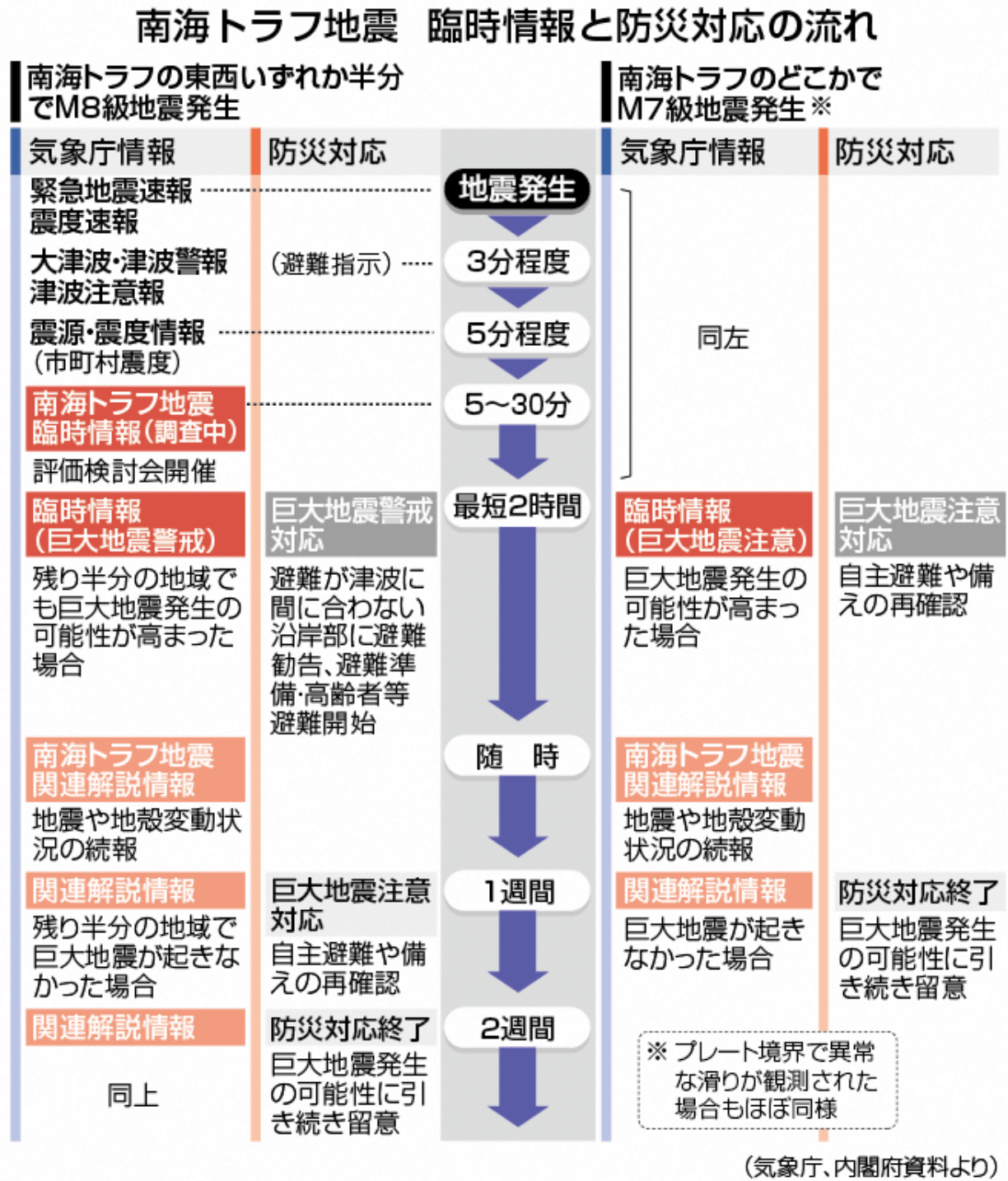
「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表されます。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	<p>想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合</p>
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	<p>（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</p>

<気象庁HPより抜粋>

2 「南海トラフ地震臨時情報」と防災対応の流れ



南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、警戒が必要です。

その際、電話等が非常に利用しにくくなることが想定されるので、あらかじめ複数の通信手段（電子メール、携帯電話メール、災害時優先携帯電話等）の使用について、確認しておくことが重要です。

3 学校での対応

(1) 教職員の直接管理下（授業、給食指導等）で「南海トラフ地震臨時情報」等が発表された場合

- 南海トラフ地震臨時情報（調査中）（巨大地震注意）が発表された場合
平常授業を続けますが、不十分な情報により児童生徒に不安が生じる恐れがある場合には、情報の内容・趣旨について、担任、授業担当などが説明するなどします。
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
平常授業を続けますが、不十分な情報により児童生徒に不安が生じる恐れがある場合には、情報の内容・趣旨について、担任、授業担当などが説明するなどします。教職員は、情報収集・連絡体制の確認、施設・設備の点検、児童生徒等の安全確保、大規模地震発生後の災害応急対策の確認等を行います。

(2) 教職員の間接的な管理下（休み時間、始業前、放課後）で「南海トラフ地震臨時情報」等が発表された場合

- 南海トラフ地震臨時情報（調査中）（巨大地震注意）が発表された場合
特別な対応はありませんが、不十分な情報により児童生徒に不安が生じる恐れがある場合には、情報の内容・趣旨について、説明するなどします。
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
不十分な情報により児童生徒に不安が生じる恐れがある場合には、情報の内容・趣旨について、担任、授業担当などが説明するなどします。教職員は、情報収集・連絡体制の確認、施設・設備の点検、児童生徒等の安全確保、大規模地震発生後の災害応急対策の確認等を行います。

(3) 社会見学、遠足時に「南海トラフ地震臨時情報」等が発表された場合

集合解散場所から行事の実施場所までの地域が地震防災対策推進地域内か外かの別等を事前に確認し、地震が発生した場合にどのような状況となるかを想定しておきます。

- 南海トラフ地震臨時情報（調査中）（巨大地震注意）が発表された場合
特別な対応はありませんが、不十分な情報により児童生徒に不安が生じる恐れがある場合には、情報の内容・趣旨について、説明するなどします。
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
不十分な情報により児童生徒に不安が生じる恐れがある場合には、情報の内容・趣旨について、説明するなどします。また、状況により、児童生徒を安全な場所（避難場所等）まで引率し、そこで待機します。

(4) 登校、下校時に「南海トラフ地震臨時情報」等が発表された場合

児童生徒の行動

- 南海トラフ地震臨時情報（調査中）（巨大地震注意）が発表された場合
特別な対応はありません。
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
特別な対応はありませんが、状況に応じて通学路の安全確認等を行います。

教職員の行動

- 南海トラフ地震臨時情報（調査中）（巨大地震注意）が発表された場合
特別な対応はありませんが、不十分な情報により児童生徒に不安が生じる恐れがある場合には、情報の内容・趣旨について、説明するなどします。
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
正確な情報の把握に努め、連絡体制の確認、施設・設備の点検、児童生徒等の安全確保、大規模地震発生後の災害応急対策の確認等を行います。また、不十分な情報により児童生徒に不安が生じる恐れがある場合には、情報の内容・趣旨について、説明するなどします。

4 「南海トラフ地震臨時情報」等が発表された場合の留意点

- 正確な情報の把握
- 教職員の参集、緊急時の役割分担等の確認
- 施設の保安措置、初期消火・救護の準備等の確認
- 関係機関（教育委員会、警察、消防、その他）及び保護者への連絡体制の確認
- 児童生徒の状況把握
 - ・ 状況（氏名、人数、帰宅手段の状況等）把握・記録
 - ・ 障がいのある児童生徒の介助体制の確認
 - ・ 地区別・方面別等の帰宅体制の確認
 - ・ 保護者への引き渡しカード等の確認
 - ・ 遠距離通学者、公共交通機関等の利用者、留守家庭等で帰宅できない者の把握・保護
 - ・ 各種情報や学校周辺の状況等に応じた児童生徒等の保護
- 避難及び臨時休業等の検討
 - ・ 避難開始時期と避難場所の確認
 - ・ 事前避難地域に位置する学校等の臨時休業等の検討

※授業中・放課後などの時間帯や平日・休日などの曜日の違い、また、部活動、校外活動等のあり・なし等、状況に応じて教職員の必要人数も変わってきますので、教職員数が不足する場合の管理職への応援要請方法、それに基づく教職員間の連絡・参集方法等も含め、様々な場面を想定した対応をあらかじめ定めておく必要があります。

第3章 避難所を開設する場合

第1節 開設・協力の概要

避難所の開設・運営等については、基本的には避難所開設担当者（座間市役所職員）が責任を有するものであるが、担当者に引き継ぐまでに一定期間を要することも想定される。災害規模が大きな場合には、担当者が全ての避難所に配置されず、教職員が避難所の開設や運営等について中心的な役割を担う状況も考えられる。

しかしながら、災害時における教職員の第一義的役割は、児童生徒等の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であり、教職員が不在の時間帯に災害が発生する確率が高いことも含め、事前に防災担当部局や地域住民等関係者・団体と体制整備を図り、できる限り地域住民等が主体的に開設・運営ができる状況を作っておくことが重要である。

基本的には、避難所開設担当者が避難所である体育館を中心に統括し、学校関係者は、学校再開に向けて校舎を中心に統括することになっている。

受入れスペースは、第一段階では体育館を使用することになっている。また、避難所の管理運営のため、次の場所は避難者の受入れスペースとはしない。

25

〔 校長室等、職員室、事務室、保健室、理科実験室など特別教室、給食室、調理室、
放送室、会議室、グラウンド、駐車場 〕

※新型コロナウイルス感染症対策として、グラウンド（車中泊）の使用をする場合有。

また、次の2点について、事前に確認しておく必要がある。

- ① 座間市地域防災計画
「第2編 災害対策計画編 第2章 災害応急対策計画 第14節 避難所の開設・運営支援」
- ② 避難所開設担当者マニュアル（座間市市長室危機管理課）

1 開錠

- ・防災備蓄倉庫や体育館の開錠は、避難所開設担当者が基本的には行う。
- ・校舎の開錠については、学校関係者が行う。

2 安全確認

- ・体育館の安全確認は、避難所開設担当者が行う。
- ・校舎の安全確認は、学校関係者が行う。

3 避難所内清掃及び応急修繕

- ・体育館については、避難所開設担当者が行う。
- ・校舎については、学校関係者が行う。

4 立入禁止区域の設定

- ・体育館については、避難所開設担当者が行う。
体育館の立入禁止区域・・・器具庫、更衣室、トイレ、ステージ等
- ・校舎については、学校関係者が行う。
校舎の立入禁止区域・・・避難所として開放しない校舎

第2節 避難所として校舎を開放する際の具体的な流れ

1 避難所開設の準備

- 本部に連絡黒板（ホワイトボード等）を設置（校舎配置図の掲示・時系列での対応・備品の貸し出し等、必要なことを記す）
- 施設の安全確認
- 避難スペースレイアウトの決定（受け入れる教室の順/最大人数の確認/高齢者、障がい者、子ども家庭、授乳室等の受け入れ教室の確認/教室内の区割りは、体育館に準じて避難所用テント使用/スズランテープ、養生テープなどで進入禁止を示す/PC等、高価・貴重な備品の移動）
- 教室に入るルートの確保（矢印で示す）
- 防災備蓄倉庫の物資を運ぶ
- 防災バッグなど防災用品の準備
- 備品貸出し（元に戻す場所を表示）

2 市の職員（常駐）との顔合わせ・確認

- 校舎配置図を担当全員に配付
- 指揮系統の確認
- 受付名簿、場所の確認
- 電話対応（学校の電話は留守電で一本化）
- 担当同士の連絡方法（無線・携帯）
- 受け入れ教室の確認
- 避難所ルールの確認（車両・ペット・飲食等）
- 受け入れ順路の確認
- スマホ充電、テレビ・ラジオ視聴について

3 避難所の開設サポート

- 避難者の受け入れ（受付・誘導）
- 避難所ルールの周知

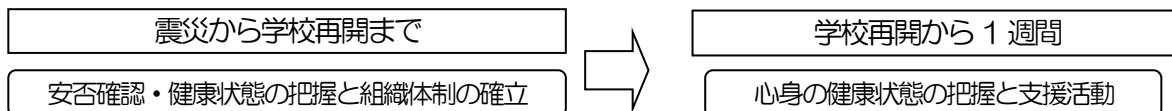
4 円滑な避難所運営のサポート

- どの教室に誰が避難したかを把握
- 食料、物資の配給
- 生活環境、衛生環境の整備

第4章 学校再開に向けての心のケア

第1節 心のケア対策

災害や事故、大きな災害に遭遇し、「家や家族・友人などを失う」、「事故を目撃する」などの強い恐怖や衝撃を受けた場合、不安や不眠などのストレス症状が現れることが多くある。こうした反応は誰にでも起こりうることであり、時間の経過とともに薄らいでいくものですが、場合によっては長引き、生活に支障を来すなどして、その後の成長や発達に大きな障がいとなることもある。そのため、日頃から児童生徒等の健康観察を徹底し、情報の共有を図るなどして早期発見に努め、適切な対応と支援を行うことが必要である。



管 理 職	ア 子どもの安否確認、被災状況、心身の健康状態の把握の指示（家庭訪問・避難所訪問）	ア 子どもの心身の健康状態の把握と支援活動の指示 ・健康観察の強化 ・家庭での様子調査 ・臨時の健康診断の検討 ・教職員間での情報共有 イ 保護者への啓発活動の実施の指示 ・健康観察の強化 ・啓発資料の配布等 ウ 朝礼等で心のケアに関する講話の実施 エ 安全・安心の確保への対応 ・被害の拡大、二次的被害の防止 オ 教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり ☆ 障がいや慢性疾患のある子どもへの対応
	イ 臨時の学校環境衛生検査の実施についての検討	
	ウ 教職員間での情報の共有	
養 護 教 諭	エ 教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり	ア 心身の健康状態の把握 ・健康観察の強化 ・心のケアの質問紙調査、相談希望調査等 ・教職員間での情報の共有 イ 保健だより等の啓発資料の配布 ウ 管理職との連携 エ 心のケアに関する保健指導の実施 オ 健康相談の実施 カ 学校医、スクールカウンセラー、専門機関等との連携 キ 感染症の予防対策 ☆ 障がいや慢性疾患のある子どもへの対応
	オ 子どもの心のケアに向けての組織体制・役割分担の確認	
	カ 心のケアの対応方針の決定と共通理解・全体計画の作成	
学 級 担 任 等	キ 地域の関係機関等との協力体制の確立	ア 心身の健康状態の把握 ・健康観察の強化 ・心のケアの質問紙調査、相談希望調査等 イ 教職員間での情報の共有 ウ 保護者との連携 ・啓発資料の配布 ・家庭での健康観察の強化依頼 ・個別指導 エ 養護教諭との連携 ☆ 障がいや慢性疾患のある子どもへの対応
	ク 保護者との連携・健康観察の強化依頼等	
	ケ 緊急支援チームの受け入れ	
	☆ 報道関係機関への対応	
	☆ 障がいや慢性疾患のある子どもへの対応	

【災害や事故発生時における心のケアの留意点】

災害や事故発生時に求められる心のケアは、その種類や内容により異なるが、基本的な留意点として次の事項が挙げられる。

- ① 迅速に安否確認や心身の健康状態の把握を行う。そのためには、休日に発生した災害などでも、子ども、保護者、教職員の所在等を確認できるよう事前に連絡方法を確認しておく。
また、子どもの心のケアに当たり、その家族・友人・関係者の安否や被災状況についてもできる限り把握しておくことが重要である。
- ② 特に、災害の場合には、まず、子どもに安心感や安全感を取り戻させることが大切であることから、ライフラインの復旧を優先し、できるだけ早期に平常時の生活に戻すことが大切となる。
- ③ 命にかかわるような状況に遭遇したり、それを目撃したりした場合などには、通常のストレスでは生じない精神症状と身体症状が現れることがある。その代表は先述のASD やPTSD であるが、災害や事故の直後には現れず、しばらく経ってから症状が現れる場合があることを念頭に置く必要がある。
- ④ 学校管理下におけるけがや事故などによる子どもの命にかかわる出来事への対応には、迅速に適切な救命処置を行う。事態への対応に当たっては、子どもたちに動揺や風評が広まることのないように、子どもや保護者への情報の伝え方（いつ・だれが・だれに・何を）については共通理解を図った上で実施する。また、被害を受けた子どもの保護者へは、正確な情報提供（発生状況、健康被害状況、病院への搬送等）が、速やかに行えるようにすることが重要である。日ごろから応急手当や救命処置等が適切に行われるように訓練を行うなど、救急体制の整備に努める。
- ⑤ 障がいや慢性疾患のある子どもの場合、災害や事故発生時には、平常時の状況に比べ、様々な困難がある状況になっている。例えば、日常生活上の介助や支援が不足したり、必要な情報が正しく伝わらないなどの不安を抱えていることも多い。そのため、心のケアを考える際には、これらの不安等への配慮や、障がい特性及び症状の悪化に対する十分な配慮が必要となる。
- ⑥ 災害や事故においては、教職員が大きなストレスを受けることが多い。子どもの心の回復には、子どもが安心できる環境が不可欠であり、それには、周りの大人の心の安定が大切である。教職員自身のメンタルヘルスにも十分な配慮を払うことが、子どもの心のケアにおいても重要となる。保護者においても同様である。

第2節 体制づくりと教職員の役割

事故災害時におけるストレス症状のある児童生徒等への対応は、基本的には平常時と同じである。

すなわち、健康観察等により速やかに児童生徒等の異変に気づき、問題の性質（「早急な対応が必要かどうか」、「医療を要するかどうか」等）を見極め、必要に応じて保護者や主治医等と連携を密に取り、学級担任等や養護教諭をはじめ、校内組織（教育相談部等）と連携して組織的に支援に当たることが大切である。いつでも適切な対応が迅速に行えるよう、平常時から児童生徒等の心のケアの体制づくりをしておく必要がある。

第2部 風水害対策

台風や大雨等が気象庁の予報等で、児童生徒の登下校等に影響があると予測される場合には、休校又は授業の打ち切り等により、児童生徒の安全確保を図っていますが、災害発生時には校長等は校内災害対策本部を設置し、情報の把握、児童生徒等の帰宅、保護に関する的確な対策を講じることが求められます。

そのため学校は、災害に対する日頃からの心構えと、児童生徒等の防災意識や行動の日常化を図る必要があります。

また、児童生徒等の帰宅、保護に関し通学路の安全性等の情報の把握と、これに基づき的確な判断と指導ができるように準備しておくことが大切です。

さらには、避難所としての機能と学校教育の場としての調整を図る必要があります。

第1章 学校における日常の風水害対策

第1節 学校としての準備

1 地域の実情を把握する。

・通学路の危険箇所の把握

児童生徒の通学路には、台風接近による暴風雨や集中豪雨、河川の氾濫等により、危険が予想される箇所がある。家屋の倒壊、広告・看板等の落下、障害物による道路の遮断、がけ崩れ、低地での浸水等、あらかじめ通学路の安全点検を実施し、必要があれば通学路の変更を含めて検討する。

・学校立地の地理的特徴による危険性の把握

県が作成したハザードマップや市の災害危険地域等に関する資料などから、学校周辺におけるがけ崩れ、河川の氾濫による浸水等の危険性を把握し、避難場所を確認する。

・自校以外の避難可能場所の把握

がけ崩れ、河川の氾濫などのため、自校が危険な状況になった場合に避難する指定緊急避難場所をあらかじめ確認しておく。

・学区内の交通状況

学区内の鉄道やバスが運行不能になった場合、学校が指定緊急避難場所として開設されるため、あらかじめその対応策を検討しておく。

・市防災計画上の位置づけ

自校が風水害警戒地域の避難場所として指定されるか等どのような位置づけになっているか確認しておく。
(座間市地域防災計画参照)

第2節 学校の事前対策

1 児童生徒への事前対策

(1) 学校は、児童生徒に対して、風水害に対する心構え、知識、緊急対処の方法等について指導する。

(2) 校長は、あらかじめPTAと協議し、緊急時に保護者と連絡する方法、登校下校時の安全経路、児童生徒の保護措置などについて定めておくものとする。

また、その内容は、学校ホームページで明示しておく有効である。

2 指定緊急避難場所としての事前対策

(1) 緊急連絡体制の整備

校長は、所属職員の緊急連絡体制及び対策を整備するとともに、市役所教育総務課や危機管理課など防災関係機関との連絡体制を確認する。

(2) 鍵の保管等について状況確認

風水害警戒区域の指定緊急避難場所に指定される学校にあっては、体育館など収容施設の安全点検を行うとともに、校門、体育館、体育館の放送室、防災備蓄倉庫、校舎、職員室などの鍵の保管等について教育総務課及び危機管理課と状況を確認しておく。

(3) 防災備蓄倉庫の活用についての協議

避難所運営委員会から防災備蓄倉庫の活用について協議の呼びかけがあった場合には、危機管理課を通して協議しておく。

(4) 校長等の緊急連絡先情報の市教育委員会への提供

風水害の危険発生時において、市災害対策本部から学校に対して指定緊急避難場所開設について緊急連絡を行うことが想定される。

そのため、夜間・休日でも確実に連絡できるよう、校長・教頭の緊急連絡先について、教育委員会教育総務課へ報告し、教育総務課でまとめて緊急連絡先リストを作成する。

(5) 教育委員会への被害報告書式等の確認

教育委員会教育総務課に対しては、学校は施設の被害状況の報告を報告書式（P11様式1）により行うこと。

3 気象警報発表状況の確認方法

- 地上デジタル放送受信によるテレビ番組を視聴中に、データボタンを押すと、いつでも座間市の気象情報を入手できます。そこで警報発表状況を確認できます。
- ニュース番組等の「気象情報コーナー」等で、各地の警報発表状況が放送された場合に確認できます。ただし休校判断時刻前後に放送されるとは限らないことに留意の必要があります。
- NTTの「177」では、電話をかけた時点で警報等が発表継続中であれば、冒頭で放送されます。ただし、利用が集中した場合、つながりにくくなることがあります。
- 気象庁等のホームページ（<http://www.jma.go.jp/jma/index.htm>）により、警報発表状況を確認することができます。防災気象情報→気象警報・注意報→地図上の神奈川県をクリックすると座間市の状況を見ることができます。

第2章 風水害時における学校の対応

第1節 児童生徒の措置

1 登校前・登校後の対応

座間市内に「警報」が発表された場合

各学校では、児童生徒の安全を最優先した防災対策を講じ、児童生徒への指導、保護者への周知について十分な配慮を行う。

座間市内に「警報」が発表されたかどうかは、テレビのデータ放送地域気象情報等により確認する。

(1) 児童生徒が登校する前

近年、集中豪雨による被害が多く報道されている。集中豪雨とは、短時間のうちに狭い範囲に集中して降る大雨のことであるが、集中豪雨は急速に発達する積乱雲によって引き起こされるため、雨の降る場所や時間については予測技術に限界がある。常に最新の気象情報を収集し児童生徒の登校について判断しなくてはならない。

ア 座間市内に「大雨」、「大雪」等の警報が朝6時以降に発表されている場合

座間市内に「大雨」、「大雪」等の警報が朝6時以降に発表されている場合には、**自宅待機**とすることを年度の初めに、保護者に予め周知しておくこと。

学校長等は、校長会を通して教育指導課長と連携を図り、本日の対応について共通理解できた時点で、速やかに、「本日の予定」を学校メールや電話連絡網等緊急連絡方法により保護者に連絡する。

※ 学校から指示された登校時刻になっても、なお危険が予想される場合には、家庭の判断で、さらに登校の時刻を遅らせるなど対応をお願いしておく。

イ 台風の場合

できるだけ、前日のうちに、翌日の学校の対応について判断するように努めることとする。

前日に判断がでなかった場合でも、当日の朝6時以降に、「暴風」、「大雨」、「洪水」等警報のいずれか一つでも発表されている場合に、上記アを適用する。

※ 臨時休校となった場合には、当日分の給食費を全額返金しない。

※ 遠足、体験学習なども原則として延期・中止とするが、目的地には暴風警報、大雨警報等が発表されておらず、出発を遅らせる措置等をとれば安全な場合などは、校長の適切な判断により、実施することができる。

(2) 児童生徒が学校にいる場合

ア 警報が出た場合

① 通学路の安全が確認できるまで、学校に児童生徒を留まらせる。

風雨の状況を把握するとともに、事前に通学路を点検したり、地域の情報を収集したりするなどした上で、適切な時期に集団下校させることとするが、下校時の注意事項について十分な指導を行い、安全確保の徹底を図る。地区別に教師が引率する。

② 下校時刻を変更する場合は、あらかじめ定めた方法で速やかに保護者と連絡をとる。また、通学路の状況等により、必要と判断した場合には、保護者等引取り人への引き渡しを行う。

イ **下校時に、台風による暴風雨の危険が予測される場合**

- 短時間で下校できる**一斉下校**を基本とする。ただしその際、教職員は児童生徒と共に下校指導を行う。
一斉下校の判断 → **学校緊急メール等連絡網** → 一斉下校の実施。

例（１）台風の進路や速さの予報をもとに、14時まで下校完了としていたが、間に合わない場合

- ◆ 14時ころ暴風雨圏内に入ると予想される場合、できるだけ早く給食を食べて、一斉下校（目安：13時半完了）
- ◆ 13時ころ暴風雨圏内に入ると予想される場合、給食を食べず、速やかに一斉下校（目安：12時完了）

例（２）台風の進路や速さの予報をもとに、12時半まで下校完了としていたが、間に合わない場合

基本的には、給食の準備が間に合わないので、給食を取らず、一斉下校とする。

- ◆ 12時ころ暴風雨圏内に入ると予想される場合、2校時で授業を打ち切り、一斉下校（目安：11時完了）

※ 中学校の場合は、小学校の目安時間に準じて下校を完了する。

※ 止むを得ず、給食中止となった場合でも、給食費は全額返金しない。

※ 小学校については、連絡がつかなかった家庭の児童は、原則として学校で保護する。

ウ **何らかの問題が発生し、下校が間に合わず、その間に暴風雨が強まった場合**

- ① 児童生徒を無理に下校させず、学校に留め置く。その場合は、遅れても給食も食べさせること。
- ② 台風が通り過ぎ、暴風雨が弱まったのを確認した後、教職員が通学路の安全状況を情報収集する。
- ③ 下校時の注意事項について十分な指導を行い、安全確保の徹底を図った上で集団下校させる。その際は、教職員は児童生徒と共に下校指導を行う。
- ④ 下校が17時を過ぎるような場合には、保護者等引取り人引き渡しとする。

エ **学校に留め置いたが、危険な状況が予想され避難する場合**

- ① 各教職員は児童生徒に対して、適切な避難経路を指示したうえで先導する。（隣のクラスと連携して、先頭や最後尾に教職員がつくなど工夫する。）
- ② できるだけ早く高所、高台へ避難する。
- ③ 学校外へ避難する際は、排水溝や側溝などが冠水で分からない場合があるので、気をつける。
- ④ 風が強い場合は飛来物にも注意する。
- ⑤ 避難場所に集合後、人数確認をする。（出席簿、地区別名簿など必要なものを携行する。）
- ⑥ 校長は、人的・物的被害状況を把握し、教育委員会に報告する。
- ⑦ 必要があると判断したら、消防等の関係機関、市災害対策本部、教育委員会等へ救助要請等を行う。

※ 心のケア

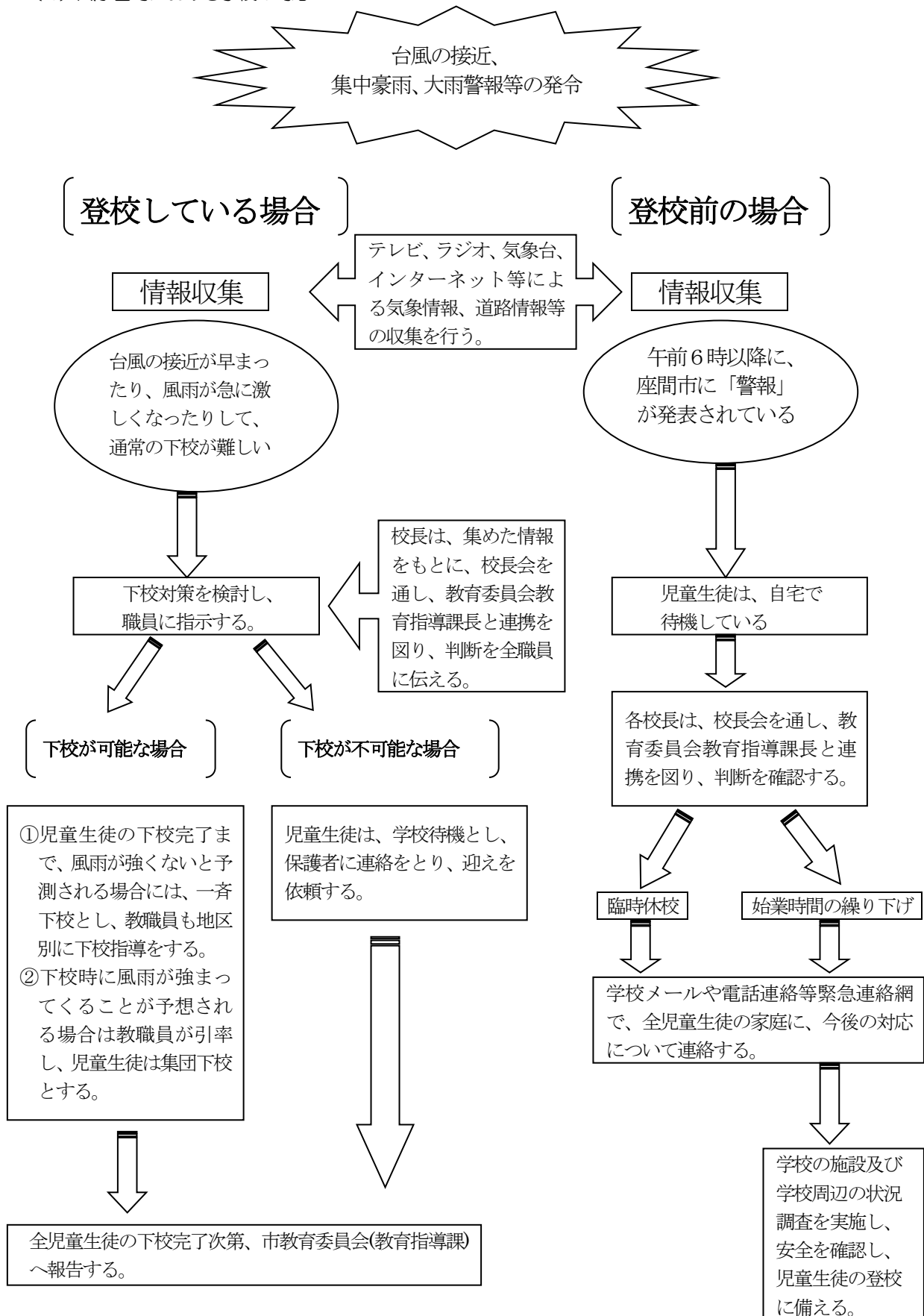
- ・ショックを受けている児童生徒に留意し、勇気づけるとともに安心させる。
- ・心のケアを必要とする児童に対しては、保護者並びに養護教諭等と十分に連携を図り対応する。
また、PTSDになることも考えられるので、継続的な心のケアを行う。

(3) 保護者等への周知

各学校は、年度初め、学期初めなど事前に、措置の内容や学校と家庭との連絡の方法など、各家庭に周知徹底する。また、風水害が予想される日の前日にも、再度周知徹底する。

なお、保護者に周知する内容については、地域の児童生徒安全見守り団体、学校施設開放団体等に連絡する。

(4) 風水害時における学校の対応



(5) 措置の報告

ア 全市一斉に「臨時に休業」の場合の報告

本節(1)アにより全市一斉に「臨時に休業」の場合は、報告を要しない。

イ 「座間市立学校の管理運営に関する規則」第5条第2項による報告

本節(1)イにより、全市一斉ではなく、学校ごとに「臨時に休校」の措置をとった場合は、「座間市立学校の管理運営に関する規則」第8条第2項により、学校は学校教育課に、速やかに文書(風水害等の「警報」発表時における措置状況報告)をもって報告(FAX送信)する。

ウ 「授業時間の変更」等の措置の報告

本節(2)アにより、「授業時間の変更」等の措置をとった場合も、速やかにイと同様の課に報告(様式4によるFAX送信)を行う。

エ 「人的・物的被害」が生じた場合の報告

「人的・物的被害」が生じた場合、速やかに文書(様式1:被害状況等報告書)をもって報告(FAX送信)する。

2 暴風等非常変災に対する特別措置に関わる出欠の扱い

(1) 全校休業措置をとった場合

ア 「臨時休業」に該当し、「授業日数」を減ずる。

イ 出席簿の扱いは、出欠欄に縦に朱線を入れ、「台風、暴風雨(非常変災)のため」と記入する。
また、「備考」欄には、記入しない。

【根拠】「座間市立学校の管理運営に関する規則」第5条(臨時休業)


校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に授業を行わないことができる。

(1) 災害その他急迫の事情がある場合

(2) 教育の実施上、特に必要と認める場合

(2) 「家庭の判断」という措置(個人が休んだとき)をとった場合

ア 「家庭の判断」で休ませた場合、「出席停止・忌引等」に該当する。

イ 出席簿の扱いは、該当する児童生徒の欄に「」と記入し、「出席停止日数」の欄にその日数を記入する。
また、「備考」欄には、「台風、暴風雨(非常変災)」と記入する。

【根拠】「指導要録記入の手引き」P23(平成23年3月 座間市教育委員会発行)

〔2〕 出席停止・忌引等の日数

④ その他の場合

次の場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

ア 非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合

ウ 「家庭の判断」で登校時刻を遅らせた場合、遅刻とせず、出席とする。

(3) 登校時刻の繰り下げ措置、下校時刻の繰り上げ措置をとった場合「出席」の扱いとする。

「遅刻」又は「早退」扱いにはしない。

第2節 学校の施設管理者としての対応

1 施設管理者としての事前対応

校長は、風水害時の災害を未然に防止するため、校舎内外の危険箇所を点検し、必要な措置を講じる。

2 重要書類、危険薬品類等の安全保管

校長は、重要書類、文書、教材備品類、理化学実験用危険薬品類等の安全保管及び非常持出について準備し、被害を最小限にする。

3 給食施設の事前対応

(1) 移動可能な機械器具類及び取り外し可能なモーター電気器具を安全な場所に移動させる。釜、その他についても、できるだけ被害を受けないように適宜措置を執る。在庫物資を安全な場所に移動させる。

4 衛生管理体制の確保

- (1) 各学校は、校長を中心とした救急班及び防疫班を編制し、学校における衛生管理の徹底を期する。
- (2) 大型台風接近の情報を受けたときは、消毒用及び救急用資材の確保を速やかに行う。
- (3) 衛生機材については、台風による被害を受けることのないよう安全な場所（2階等）に移動させる。

第3節 指定緊急避難場所としての対応

市災害対策本部から指定緊急避難場所開設の連絡があったときは、指定緊急避難場所が円滑に運営されるよう、施設管理者として必要な対応を行う。

1 校長・教頭の対応

(1) 台風情報の事前収集と早期対策準備

大型台風の接近の場合には、関東地方に接近するか否か不確実な段階（接近の2日から3日前）から、気象庁発表の台風情報や座間市ホームページの防災情報などに十分留意し、あらかじめ接近した場合にどのように対応するかについて、市教育委員会と十分に情報交換を行うとともに、関東地方、神奈川県に接近または上陸の見込みが高い状況に至ったときに、早期に対応が図れるよう対策を準備しておく。

また、台風接近による浸水も想定されることから、避難所が校舎となることも想定し準備をする。教室に入る順や、教室に何人避難することができるかの数をあらかじめ示す必要がある。

(2) 学校施設の安全点検実施

台風接近等の場合、校長は事前に窓ガラスの破損がないか、風に飛ばされやすい物はないかなど施設の安全点検を行うとともに、窓ガラス飛散防止の措置を講じる。

また、工事中の学校については、請負業者と連絡をとり、暴風雨による被害を事前に防止するための対策を講じさせるなど、警戒に当たらせる。

(3) 座間市災害応急対策1号配備発令時における学校の体制

ア 授業中については、教育総務課からファックスで全校へ通知する。

イ 夜間・休日等については、次の3課の4課長または代理の者から連絡する。

課名	連絡先学校名
教育総務課	座間小学校、栗原小学校、相模野小学校、相武台東小学校、ひばりが丘小学校
学校教育課①	東原小学校、相模が丘小学校、立野台小学校、入谷小学校
学校教育課②	旭小学校、中原小学校、座間中学校、西中学校
教育指導課	東中学校、栗原中学校、相模中学校、南中学校

(4) 夜間・休日等の避難場所開設と校長等の参集

大型台風の接近または集中豪雨などによって、夜間・休日等において、座間市域で大雨・洪水警報、暴風、暴風雨警報など気象警報が発表され、市としても当該学校に避難場所を開設することを決定した場合には、校長または教頭は、学校に参集し、市が行う避難場所開設について支援を行う。

(5) 学校施設に被害発生の恐れがある場合の参集

校長・教頭は、夜間・休日等において、座間市域で大雨・洪水警報、暴風、暴風雨警報など気象警報の発表を覚知した場合、学校及び学校周辺の状況について、情報収集に努め、学校施設に被害発生の恐れがある場合は、速やかに所属校へ参集するなど必要な対応を行うこと。

被害の状況が著しく校長・教頭のみでの対応が困難な場合には、校長は教職員の動員を命令することができる。

(6) 避難場所開設・運営支援措置

ア 校長は、市災害対策本部から避難情報が発令された場合、その周知を受けて速やかに避難場所の収容に必要な措置を講じる。

イ 特に、夜間に、台風上陸や集中豪雨などのため自主避難や避難情報により、住民が学校に避難してくる場合には、学校周辺や校庭は照明が数少ないため非常に暗く、足元も雨水の滞留などのため危険な場合もある。そのため、校舎内の廊下の電灯をつけるなどして、足元を明るくし、避難住民が安心して、体育館に到着できるよう配慮する。

また、避難場所には、テレビもラジオもなく、行政職員も避難住民も台風の現在位置や災害の全体的な状況が把握できるよう、校舎内にあるテレビ、ラジオ、防災無線など情報機器を活用し、情報提供することが大切である。

ウ 校舎を避難所として開放する際は、P.25の「避難所を開設する場合」に準ずる。

第4節 学校施設等が被害を受けた場合の対応 風水害時の応急対応

1 学校施設の応急対応

- (1) 被害を受けた場合は、校長は、速やかに被害状況等を教育委員会教育総務課に報告する。(様式1)
- (2) 教育委員会教育総務課は、被害状況等について、市災害対策本部長(市長)に報告する。
- (3) 教育委員会教育総務課は、施設係を組織して、被害校の現地調査を行い、応急復旧計画を策定する。
- (4) 被害校の児童生徒は、最寄りの学校に臨時収容するものとし、その他状況により仮設校舎を設置する。

2 児童生徒の措置と応急教育の実施方法

(1) 応急教育等の措置

ア 校長は、風水害時の状況に応じ、学校の防災計画に基づき児童生徒の安全を最優先した適切な措置を講じる。

イ 校長は、被災の状況を考慮し、可能な範囲で教育活動の実施を図る。

ウ 教育委員会教育総務課は、被災した学校の実態を検討し、被災児童生徒数に応じて収容対策を講じる。

エ 教育委員会教育指導課は、災害救助法の定めるところにより、学用品の給与を行う。

(2) 応急復旧措置

ア 校長は、被災箇所を点検し、児童生徒の安全を確保するために必要な措置を講じる。

イ 教育委員会は、学校施設の応急復旧措置と平行して、施設の復旧したもの又は仮設校舎等へできるだけ速やかに児童生徒を収容し、平常の教育形態に近づけるよう措置する。

3 教材、学用品等の調達等

(1) 応急措置

- ア 被害発生と同時に実態調査を行い、学校管理運営用、事務用及び教受用物品類その他応急物品等を調達する。
- イ 児童生徒の救援のため、必要に応じて災害救助法の適用手続きについて、県教育委員会に要請する。

(2) 応急復旧措置

被害発生校の学校管理運営に必要な需要費関係経費による設備等の復旧は、諸復旧計画と併せて処理する。

4 学校給食等の措置

(1) 応急措置

- ア 教育委員会学校教育課は、学校給食施設・設備及びパンその他の給食物資の納入業者の被害状況を速やかに把握し、必要に応じ、学校給食の献立変更または中止などの措置をとる。
- イ 校長は、被害状況が判明した後において、具体的な復旧計画をたて、速やかに実施する。

(2) 応急復旧措置

- ア 校長は、給食調理場、給食用設備等の清掃及び消毒を行うとともに、学校薬剤師による給食場の衛生検査を実施し、衛生管理の万全を期す。
- イ 校長は、児童生徒、学校職員及び給食用物資の納入業者の赤痢その他の感染症の発生状況を調査確認し、防疫措置を講ずる。
- ウ 校長は、教育委員会学校教育課及び学校給食研究会と連携して学校給食を再開する。

5 学校の衛生管理

(1) 応急復旧措置

- ア 授業再開に備え、浸水校にあつては、学校内全部、浸水を免れた学校にあつては、便所、給食施設その他防疫上必要な箇所の消毒を行う。
- イ 災害を受けた後の感染症の発生に留意し、その発生があつた場合は、速やかに健康づくり課に届け出て、適切な処置を講ずる。

第3章 雷における学校の対応

第1節 雷への対応における留意点

1 積乱雲が近づくサイン

- (1) 真っ黒い雲が近づいてきた
- (2) 雷の音が聞こえてきた
- (3) 急に冷たい風が吹いてきた

以上のような変化を感じたら、間もなく激しい雨と雷がやってくるサインで、竜巻などの激しい突風が起きるおそれもある。

- ・部活動などの屋外活動を中断し、速やかに屋内に避難する。
- ・下校前の場合は、素早く情報を収集し、必要に応じて学校に児童生徒を待機させる。その際は保護者に学校メール等で連絡する。

2 雷鳴が近くで聞こえたら

- ・登下校時に発生した場合には、近くの安全な場所に避難し、無理に屋外を移動しないようにする。
- ・木造建築の内部も基本的には安全だが、全ての電気器具、天井・壁から1m以上離れられればさらに安全である。
- ・近くに避難する場所がないような場合は、低い場所を探してしゃがむなどできるだけ姿勢を低くするとともに、地面との接地面をできる限り少なくする。
- ・電柱・煙突・鉄塔・建築物などの高い物体のてっぺんを45度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から4m以上離れたところに避難する。
- ・高い木の近くは危険なので、最低でも木のすべての幹、枝、葉から2m以上は離れる。

第2節 児童生徒への措置

1 座間市内に「注意報」が発表された場合の対応

各学校では、児童生徒の安全を最優先した防災対策を講じ、児童生徒への指導、保護者への周知について十分な配慮を行う。

座間市内に「注意報」が発表されたかどうかは、テレビのデータ放送地域気象情報等により確認する。

(1) 児童生徒が登校する前

近年、雷の発生頻度が高くなってきている。雷は、対応時間があまりない中で児童生徒の登校について判断しなくてはならない。

座間市内に「雷注意報」が朝6時以降に発表されている場合

座間市内に「雷」注意報が朝6時以降に発表されている場合には、各学校で近隣校と情報共有しながら対応、できるだけ同じ対策を講ずるようにする。

学校長等は、校長会を通して教育指導課長と連携を図り、本日の対応について共通理解する。登校を遅らせる必要がある場合には速やかに、学校メール等により保護者に連絡する。

(2) 児童生徒が授業中の場合

屋外での教育活動においては、落雷の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに天気の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講じること。

(3) 児童生徒が下校時の場合

学校長等は、校長会を通して教育指導課長と連携を図り、下校時刻を変更する場合は、あらかじめ定めた方法で速やかに保護者と連絡をとる。また、通学路の状況等により、必要と判断した場合には、保護者等引取り人への引き渡しを行う。

2 保護者への周知

各学校は、年度初め、学期初めなど事前に、措置の内容や学校と家庭との連絡の方法など、各家庭に周知徹底する。

なお、保護者に周知する内容については、地域の児童生徒安全見守り団体、学校施設開放団体等にも連絡する。

資料

① 避難場所・避難所の区分

名 称	役 割
広域避難場所	指定緊急避難場所のうち、大規模な火事に係るものに当たる、大規模な災害時に周辺地区からの避難者を収容し、災害後発生するおそれのある市街地火災から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園、緑地等の空地（オープンスペース）をいう。
指定緊急避難場所	災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）で定める安全性等の基準に適合する施設又は場所であって、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する避難先として市長が指定したものをいう（※市では、一次、二次避難所及び広域避難場所を指定緊急避難場所として指定している。-指定緊急避難場所については、次ページ参照-）。
一次避難所	火災及び地震災害等によって被災した市民等を収容するための施設をいう。
指定避難所	災害対策基本法施行令で定める規模、構造等の基準に適合する公共施設等であって、被災した市民等が一定期間滞在する場所として市長が指定したものをいう（※市では、一次、二次避難所を指定避難所として指定している。）。
一時（いっとき） 集合場所	火災等の災害が発生した場合、隣近所というごく小単位の世帯が一時的に集合する場所で、市民の安否や避難の必要性を確認し合う場所をいう。
一時（いっとき） 避難場所	火災等の災害が発生した場合、市民等が一時的に避難し、地域住民の安否確認や災害の推移に対する措置を講じるための空地、公園・広場等の場所をいう。 (1)家屋の倒壊、火災、がけ崩れ等の災害の推移をみるための場所 (2)火災が延焼するおそれがある場合、広域避難場所等への避難のための集合場所
地域避難所	自治会館、大規模事業所、神社仏閣等、避難者の受け入れが可能となりそうな施設をいう。
二次避難所 (福祉避難所)	避難生活において、特別な配慮を必要とする被災者を対象とする避難所で、災害時に、一般の避難所や在宅での生活が著しく困難となった避難者を受け入れる二次的な避難所をいう。

○指定緊急避難場所

No.	名称	所在地	対象となる異常な現象の種類			
			洪水	がけ崩れ	地震	大規模な火事
1	座間小学校【校庭】	座間2-3133			○	○
2	座間小学校【校舎・体育館】	座間2-3133	○	○		
3	栗原小学校【校庭】	栗原中央6-8-1			○	○
4	栗原小学校【校舎・体育館】	栗原中央6-8-1	○	○		
5	相模野小学校【校庭】	広野台1-41-1			○	○
6	相模野小学校【校舎・体育館】	広野台1-41-1	○	○		
7	相武台東小学校【校庭】	栗原1302				○
8	相武台東小学校【体育館】	栗原1302	○	○		
9	東原小学校【校庭】	東原2-6-1			○	○
10	東原小学校【校舎・体育館】	東原2-6-1	○	○		
11	相模が丘小学校【校庭】	相模が丘3-1-1			○	○
12	相模が丘小学校【校舎・体育館】	相模が丘3-1-1	○	○		
13	立野台小学校【校庭】	立野台1-1-3			○	○
14	立野台小学校【校舎・体育館】	立野台1-1-3	○	○		
15	入谷小学校【校庭】	入谷西5-8-1			○	○
16	入谷小学校【校舎・体育館】	入谷西5-8-1	○	○		
17	旭小学校【校庭】	ひばりが丘5-43-1			○	○
18	旭小学校【校舎・体育館】	ひばりが丘5-43-1	○	○		
19	中原小学校【校庭】	西栗原2-16-1				○
20	中原小学校【校舎・体育館】	西栗原2-16-1	○	○		
21	ひばりが丘小学校【校庭】 東中学校【校庭】	ひばりが丘4-4-1 ひばりが丘5-57-1			○	○
22	ひばりが丘小学校【校舎・体育館】 東中学校【校舎・体育館】	ひばりが丘4-4-1 ひばりが丘5-57-1	○	○		
23	座間中学校【校庭】	緑ヶ丘4-6-10			○	○
24	座間中学校【校舎・体育館】	緑ヶ丘4-6-10	○	○		
25	西中学校【校庭】	座間2-1230			○	○
26	西中学校【校舎・体育館】	座間2-1230		○		
27	栗原中学校【校庭】	栗原中央6-4-1			○	○
28	栗原中学校【校舎・体育館】	栗原中央6-4-1	○	○		
29	相模中学校【校庭】	相模が丘6-35-1			○	○
30	相模中学校【校舎・体育館】	相模が丘6-35-1	○	○		
31	南中学校【校庭】	南栗原3-8-1			○	○
32	南中学校【校舎・体育館】	南栗原3-8-1	○	○		

② 緊急時連絡カード（記入参考例）

（記入例） 両親とも市外で働いている例。

座間市立座間小学校 災害時等緊急時における児童・生徒引き渡しカード

学校保管用	<u>自宅保管用</u>	※ 2枚作成 学校保管用に○をつけ担任に御提出ください。		
(2) 年度 1 年 2 組 5 番	() 年度 年 組 番	() 年度 年 組 番	ふりがな	ざ ま かず お 氏名 座間 一雄
自宅の住所・電話番号	座間市新田宿830-25 tel 046-252-1000			
保護者氏名(ふりがな)	座間 一郎 (ざま いちろう)			
本校在籍兄弟姉妹 所属・氏名	4 年 3 組 7 番 花子		6 年 1 組 3 番 一美	
	年 組 番		年 組 番	
緊急連絡先	名称や呼び出し方法・氏名など（本人との関係）		電話番号・携帯メールアドレス	
	(1) 川崎市役所 安全防災課 座間 一郎 (父)		044-844-1111 zamaitiro@zamashi.ne.jp	
	(2) 東京保育園 (新宿区) 座間 次子 (母)		03-3352-2000 zamatumiko@zamashi.ne.jp	
引取り人が重なった場合の優先順位	引取り人氏名		電話番号	本人との関係(詳細に)
	第1引取り人	栗原 一子 (くりはら いちこ)	046-252-3333 090-1234-5678	一雄の母、次子の姉 (伯母)
	第2引取り人	相模野 三子(さがみの みつこ)	046-253-5555 080-2345-6789	一雄の母、次子の妹 (叔母)
	第3引取り人	相東 四郎 (そうとう しろう)	046-254-2222 090-9876-5432	一雄の友人のお父様で、隣人。
事前に家庭で決定している一次避難場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭の一次避難場所は、西中学校。 ・ 一雄が下校途中の場合は、学校と自宅の間にある第一引取り人の栗原一子宅。 			
帰宅困難時保護者避難予定場所	座間 一郎 (川崎市役所) 座間 次子 (東京保育園)			

引き渡し日時	月 日 時 分	引き渡し完了	確認教職員	
引き渡し場所	校庭 教室 体育館 昇降口 その他()		氏名	

引取り人氏名 ※1	
-----------	--

特記事項	※ 預かり、引き渡しの個別対応等がある場合に記載
------	--------------------------

(記入例) 自営業をしていて両親とも自宅にいる例。

座間市立座間小学校 災害時等緊急時における児童・生徒引き渡しカード

※ 2枚作成 学校保管用に○をつけ担任に御提出ください。

学校保管用	<u>自宅保管用</u>			
(2) 年度 1 年 2 組 5 番	() 年度 年 組 番	() 年度 年 組 番	ふりがな	ざ ま か ず お 氏名 座間 一雄
自宅の住所・電話番号	座間市新田宿830-25 tel 046-252-1000			
保護者氏名(ふりがな)	座間 一郎 (ざま いちろう)			
本校在籍兄弟姉妹 所属・氏名	4 年 3 組 7 番 花子		6 年 1 組 3 番 一美	
	年 組 番		年 組 番	
緊急連絡先	名称や呼び出し方法・氏名など (本人との関係)		電話番号・携帯メールアドレス	
	(1) 座間 一郎 (父)		090-1234-5678 zamaitiro@zamashi.ne.jp	
	(2) 座間 次子 (母)		090-1234-4321 zamatumiko@zamashi.ne.jp	
引取り人が重なった場合の優先順位	引取り人氏名	電話番号	本人との関係(詳細に)	
	第1引取り人	座間 一郎 (ざま いちろう)	046-252-1000 090-1234-5678	一雄の父
	第2引取り人	相模野 三子(さがみの みつこ)	046-253-5555 080-2345-6789	一雄の母、一子の妹(叔母)
第3引取り人	相東 四郎(そうとう しろう)	046-254-2222 090-9876-5432	一雄の友人のお父様で、隣人。	
事前に家庭で決定している一次避難場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭の一次避難場所は、西中学校。 ・ 一雄が下校途中の場合は、学校と自宅の間にある第二引取り人の叔母の家。 			
帰宅困難時保護者避難予定場所				


引き渡し日時	月 日 時 分	引き渡し完了	確認教職員	
引き渡し場所	校庭 教室 体育館 昇降口 その他()		氏名	

引取り人氏名 ※1	
-----------	--

特記事項	※ 預かり、引き渡しの個別対応等がある場合に記載
------	--------------------------

③ 防災備蓄倉庫内収納資機材一覧

イメージ	名称	数量	説明
	救助工具格納箱セット	1セット	避難路の障害物除去、倒壊した建物下より被災者の救出、地震、火災時のドアなどの開閉、など多目的使用。
	真空パック毛布	200枚	避難所生活用の毛布です。追加物資が来るまでは倉庫内の200枚のため、要援護者等に優先して配布しましょう。
	スコップ(剣・角)	各3本	剣タイプと角タイプがあります。用途に応じて使い分けてください。
	かまどセット	3セット	炊き出し用のかまどセットです。炊き出しを行う場合に使用してください。
	組み立てトイレ (健常者用)	2台	避難所施設のトイレが使用できない場合は、取扱説明書を参考に組み立てて設置してください。
	組み立てトイレ (身障者用)	1台	避難所施設のトイレが使用できない場合は、取扱説明書を参考に組み立てて設置してください。
	テント式トイレ	1台	避難所施設のトイレが使用できない場合に設置してください。
	ワンタッチテント	5張	ワンタッチ式のテントです。トイレのプライバシー確保にご活用ください。
	折りたたみリヤカー	2台	荷物の運搬等に使用してください。また、負傷者の移送にも利用できます。
	投光器付発電機	1台	停電時などに使用してください。なお、発電機の燃料は防災備蓄倉庫内にはありませんので、本部からの配給を待ってください。
	ビニールシート	40枚	避難所の床等に敷いてください。
	敷きシート	60巻	ビニールシートより厚みがあり、クッション性があります。負傷者や要援護者の敷物として使用してください。
	折りたたみ担架	2台	負傷者の移送に使用してください。
	台車	1台	荷物の運搬等に使用してください。

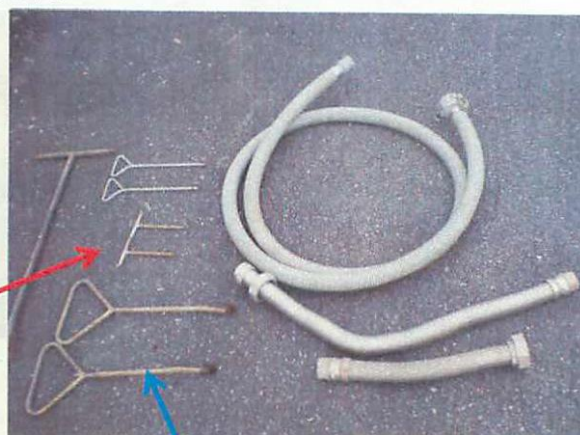
	自転車	1台	災害時用のノーパンクタイヤです。
	ポリタンク	4個	飲料水や灯油などの液体を入れて運搬、保存するための容器として使用してください。
	トラロープ	2巻	黄色と黒色のロープです。立入禁止エリアなどに使用してください。
	ダンボールトイレ	100個	ダンボール式のトイレです。組み立てトイレ等が足りなければ使用してください。
	バケツ	15個	水等、液体の運搬に使用してください。
	ナイロンロープ	10巻	ナイロン製のロープ。強度が高く伸び易い。伸びが負荷を吸収するので衝撃にもよく耐えます。
	油圧ジャッキ	1台	救助などで不安定に折り重なった柱や壁を押し上げ固定するのに使用できます。
	コードリール	1個	電源が遠い場合などに使用してください。
	トイレトーパー	400巻	トイレに置いてください。初動期は数に限りがありますので、在庫の管理に注意してください。
	鉄ハンマー	5本	鉄で作られた大形の金槌。物を打ち壊したりするのに用います。
	かけや	5本	堅い木で作られた大形の木槌。杭(くい)などを打ち込むときや、物を打ち壊したりするのに用います。
	救急箱	1箱	負傷者の応急処置に使用してください。なお、応急救護所を6か所(座間小、相模が丘小、座間中、東中、栗中、相模中)を指定しています。
	避難所開設セット	1セット	避難所受付事務用品セットです。避難所開設担当者が使用します。
	※脚立	1脚	6mの防災備蓄倉庫のみ収納されています。
	※テント	1張	6mの防災備蓄倉庫のみ収納されています。

※写真はあくまでもイメージです。実際とは多少異なります。

※ 原則、上下水道局の職員が行います

④ 非常用飲料水貯水槽操作 (写真) マニュアル

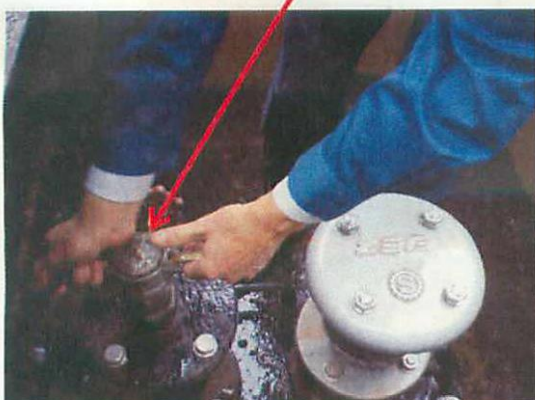
1 災害用ポンプ等格納庫から必要備品を取り出す。



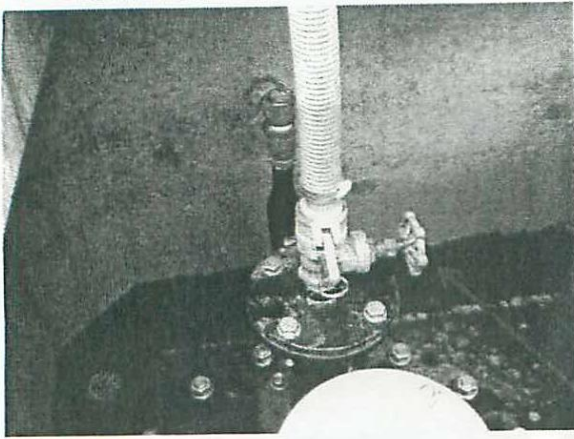
2 T字型金具を差して (ロック解除) 真ん中のフタから弁きょ用手鉤で開ける



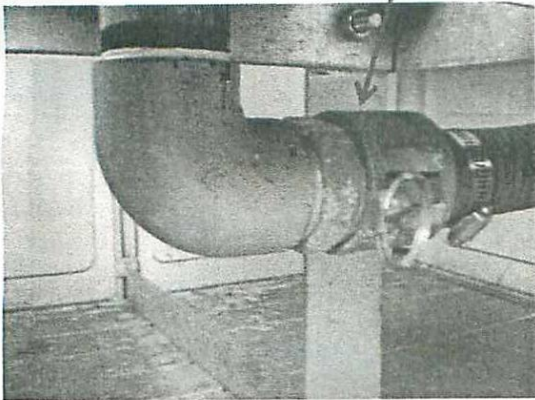
3 取っ手を上げて中ブタをはずす。



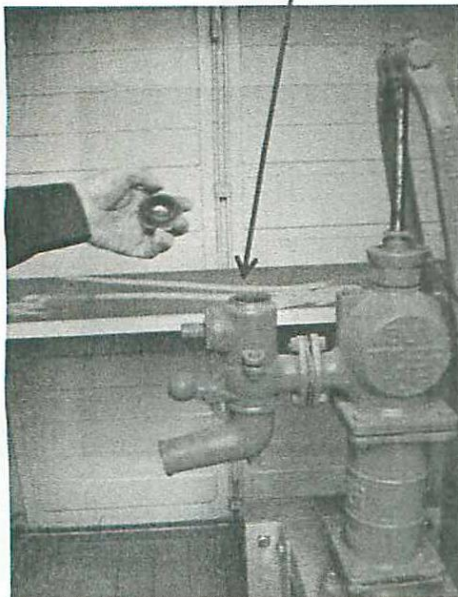
4 貯水槽にホースをつなぐ。



5 ホースの反対側をポンプの下につなぐ。コックを開ける（圧力の関係で最初は水が吹き出します。）



6 呼び水をこの中に入れてからバーを上下すると水が出ます。



⑤ 非常用飲料水貯水槽所在一覧表

公園	1箇所
小学校	10校
中学校	6校

No.	給水拠点	給水係	所在地	容量(m ³)	連絡先	備品保管場所
1	座間谷戸山公園	1係	入谷東1-6-1	40×2基	(257)8388	災害用ポンプ等格納庫
2	東原小学校	3係	東原2-6-1	40	(253)3145	災害用ポンプ等格納庫
3	座間小学校	1係	座間2-3133	40	(251)0009	災害用ポンプ等格納庫
4	相模中学校	2係	相模が丘6-35-1	50	(253)2183	災害用ポンプ等格納庫
5	入谷小学校	1係	入谷西5-8-1	50	(253)7211	防災備蓄倉庫
6	相模野小学校	2係	広野台1-41-1	50	(251)0625	災害用ポンプ等格納庫
7	東中学校	3係	ひばりが丘5-57-1	50	(253)3357	災害用ポンプ等格納庫
8	栗原中学校	4係	栗原中央6-4-1	50	(254)9977	ポンプ等格納庫
9	南中学校	4係	南栗原3-8-1	50	(256)0700	災害用ポンプ等格納庫
10	相模が丘小学校	2係	相模が丘3-1-1	50	(254)8202	災害用ポンプ等格納庫
11	立野台小学校	4係	立野台1-1-3	50	(254)8100	ポンプ等格納庫
12	座間中学校	1係	緑ヶ丘4-6-10	60	(251)0135	災害用ポンプ等格納庫
13	栗原小学校	4係	栗原中央6-8-1	60	(251)0074	災害用ポンプ等格納庫
14	旭小学校	3係	ひばりが丘5-43-1	50	(253)2255	災害用ポンプ等格納庫
15	西中学校	1係	座間2-1230	50	(251)2277	災害用ポンプ等格納庫
16	ひばりが丘小学校	3係	ひばりが丘4-4-1	60	(252)1124	災害用ポンプ等格納庫
17	相武台東小学校	2係	栗原1302	60	(251)6446	災害用ポンプ等格納庫
合 計				900		